

福岡市防犯のまちづくり推進プラン

令和2年度～令和6年度

犯罪のない安全で住みよいまち

ふくおかを目指して

福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進本部

「犯罪のない安全で住みよいまち ふくおか」を目指して



福岡市では、都市経営の基本戦略として「生活の質の向上と都市の成長の好循環の創出」を掲げ、「人と環境と都市活力の調和がとれたアジアのリーダー都市」を目指して、まちづくりを進めています。人口や観光客が増え、企業の立地が進むとともに、子育てしやすい環境づくりや安全・安心なまちづくりなどにも積極的に取り組み、元気なまち、住みやすいまちとして高く評価されています。

さらに安全安心なまちづくりを推進するため、平成 27 年に「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例」に位置付ける推進計画として「福岡市防犯のまちづくり推進プラン(平成 27 年度～平成 31 年度)」を策定し、計画に基づいた防犯施策を推進してきました。

その結果、刑法犯認知件数は最終目標値を達成するなど、一定の成果は出ていますが、サイバー犯罪や SNS を通じた性被害、巧妙化するニセ電話詐欺など社会環境の変化に伴う新たな課題も見えてきました。そこで、令和 2 年度から令和 6 年度の新たなプランにおきましては、「IoT, ICT, AI 等新しい技術の活用」を策定の視点に加えるなど、より時代に合った効果的な防犯施策にチャレンジしていきます。

今後ともこのプランに基づき、地域や事業者、警察、関係機関・団体、行政がさらに連携を深め、相互に協力しながら、市民の皆さまが自らの安全確保や地域防犯活動に取り組むことができるよう、必要な支援や情報提供など防犯施策を推進し、誰一人取り残さない社会の実現と「犯罪のない安全で住みよいまち ふくおか」を目指してまいります。

最後に、この推進プランの策定にあたり、多数の貴重な御意見をお寄せいただきました市民の皆さま、関係団体等の皆さまに深く感謝申し上げますとともに、今後とも犯罪のない安全で住みよいまちづくりの実現に向けて、より一層の御理解と御協力を賜りますよう、お願いいたします。

令和 2 年 5 月

福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進本部
本部長 福岡市長 高島 宗一郎

目次

第1章 総論

- 1 プランの概要 P 1
(1) プランの位置づけ / (2) プランの目標 / (3) プラン策定に当たっての視点 /
(4) プランの期間
- 2 前プランの振り返り P 3
- 3 プランの成果指標 P 7
- 4 プランの推進体制 P 7

第2章 犯罪の現状

- 1 防犯に関する市民の意識 P 8
(1) 犯罪の少なさに対する満足度 / (2) 地域の犯罪の少なさに対する意識
- 2 刑法犯認知件数の推移 P 9
- 3 市民生活に身近な犯罪の発生状況 P12
(1) 福岡市の状況 / (2) 政令指定都市との比較
- 4 刑法犯認知件数における学生等の被害状況 P15
- 5 罪種・手口別の犯罪発生状況 P15
(1) 自転車盗 / (2) 住宅侵入窃盗 / (3) オートバイ盗 / (4) 性犯罪 / (5) ひったくり
- 6 行政区別の犯罪発生状況 P18
- 7 その他特筆すべき犯罪情勢 P19
(1) 都心部等における犯罪の発生状況 / (2) 少年非行の状況 / (3) ニセ電話詐欺の状況 /
(4) サイバー犯罪の状況 / (5) 県内の薬物事犯の検挙状況

第3章 防犯上の重点課題と取組みの方向性

- 1 防犯意識の高いひと・地域づくり P22
- 2 地域の実情及び特性を踏まえた施策の推進 P23
- 3 少年非行の防止活動の推進 P24
- 4 防犯環境に配慮したまちづくり P24
- 5 社会環境の変化に伴う新たな課題 P25
- 6 関係機関との連携 P25

第4章 具体的な取組み

- 1 プランの体系 P26
- 2 取組み目標 P27
- 3 具体的な取組み P28

参考資料

- 1 福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例の制定について・・・P40
- 2 福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例・・・・・・・・・・P43
- 3 「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進本部」設置要綱・・・P47
- 3 犯罪の防止に配慮した道路等の構造，設備等に関する指針・・・・・・・・P49
- 4 犯罪の防止に配慮した住宅の構造，設備等に関する指針・・・・・・・・P54
- 5 犯罪の防止に配慮した学校等の構造，設備等に関する指針・・・・・・・・P63

第1章 総論

1 プランの概要

(1) プランの位置づけ

福岡市基本計画 (H25年度～H34年度:10年間)

《分野別目標》安全・安心で良好な生活環境が確保されている
〈施策3-5〉犯罪のない安全で住みよいまちづくり

指標項目	現状値	目標値
犯罪の少なさの満足度	34.1% (H30年度)	50% (H34年度)
刑法犯認知件数	14,916件 (H30年)	15,000件 (H34年)

実施計画「政策推進プラン」 (H29年度～H32年度:4年間)

〈施策の方向性〉

市民や企業など防犯活動への多様な主体の参加を促進し、社会全体で地域の防犯力を高める。

※福岡市では、総合計画に基づく各施策の推進により、SDGsの実現に取り組んでいます。

防犯施策の総合的・効果的推進

福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例

犯罪の防止に配慮した道路等・住宅・学校等の構造、設備等に関する指針 (防犯環境設計)

福岡市防犯のまちづくり推進プラン
防犯のまちづくりに関するソフト・ハード両面の効果的な施策推進

(2) プランの目標

このプランは、犯罪のない安全で住みよいまちづくりの実現を目標とし、その実現のため、条例制定時に設定した4つの重点目標である

- (1) 防犯意識の高いひと・地域づくり
- (2) 地域の実情及び特性を踏まえた施策の推進
- (3) 少年非行の防止活動の推進
- (4) 防犯環境に配慮したまちづくり

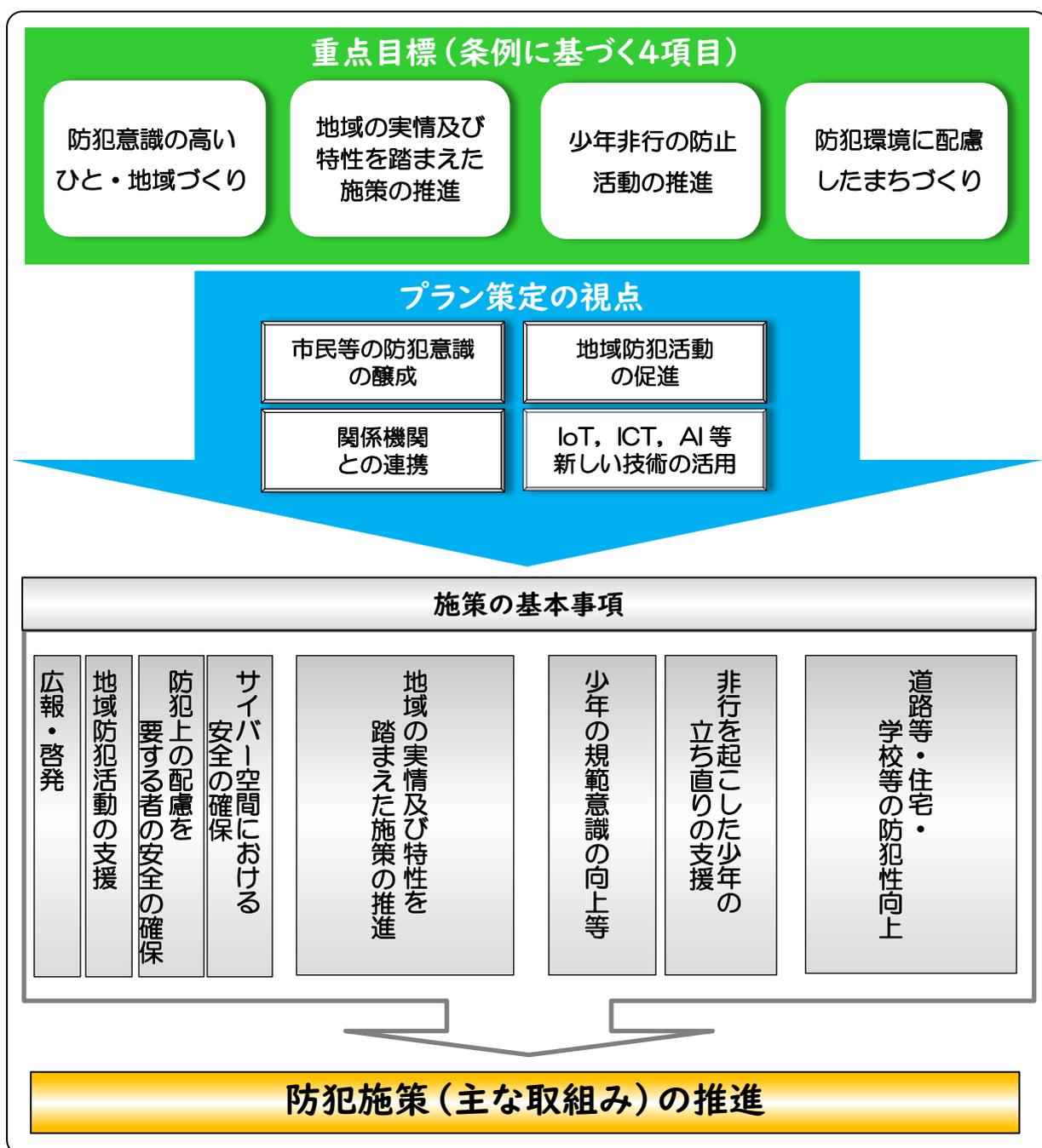
について、市民等が自らの安全確保や地域防犯活動に取り組むことができるよう、必要な支援や情報提供を含め、防犯施策を推進していきます。

(3) プラン策定に当たっての視点

防犯施策の実施に当たっては、条例に規定する基本理念や、市民・地域団体・事業者等の役割、市の責務を踏まえ、関係機関、関係局の意見を参考にして

- (1) 「市民等の防犯意識の醸成」
- (2) 「地域防犯活動の促進」
- (3) 「関係機関との連携」
- (4) 「IoT, ICT, AI等新しい技術の活用」

の4項目を視点とします。



(4) プランの期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

2 前プランの振り返り

福岡市では、「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例」を制定し、平成27年3月に条例に位置付ける推進計画として、「福岡市防犯のまちづくり推進プラン(平成27年度～平成31年度)」(以下「前プラン」という。)を策定し、計画に基づいた防犯施策を推進してきました。

前プランの成果指標のひとつである刑法犯認知件数は、最終目標値を達成し、その他の成果指標についても、目標値には達しなかったものの、初期値に比べ目標値に向かって改善するなど一定の成果は出ています。しかしながら、政令指定都市20都市の中で、人口千人当たりの刑法犯認知件数は、ワースト上位で推移しているため、今後とも、より効果的な防犯施策を計画的に推進していく必要があります。

①広報・啓発

- 出前講座の実施回数・受講者数ともに目標値を達成し、多くの市民に防犯意識の向上を図ることができた【H30 294回・23,003人】
- 新たに「福岡市防犯強化月間(8月)」を創設。毎年、市政だよりでの防犯対策特集の掲載や、各区での啓発キャンペーンの実施など、防犯に関する広報・啓発を集中的に実施。防犯強化月間のさらなる周知が必要
- 新たに「新大学生防犯強化月間(4～5月)」を創設。毎年、大学新入生を対象に、防犯に関する学内メールの配信や出前講座など広報・啓発を集中的に実施
- 市民のモラル・マナーの向上に向け、自転車安全利用や歩行喫煙禁止、路上違反広告物・放置自転車の撤去、地下鉄乗車マナー啓発など、全庁的に取り組むことにより、市民のマナーに対する満足度が改善
- 飲酒運転の撲滅を目指し、撲滅大会や市民の集い、各区におけるキャンペーンなど、8月25日を中心に集中的な啓発活動を実施
- 広く市民に対し、関係団体と共同して、薬物乱用防止に関する各種啓発活動等を行うとともに、各小・中学校において薬物乱用防止教室を実施。電話相談援助においては、専門性の強化や円滑な関係機関との連携が必要
- 市のホームページ等にて「ふっけい安心メール」の周知を行うとともに、児童生徒に対して危害を与える事案等について、関係局・区と連携の上、地域への迅速な情報提供。市民への犯罪情報については、さらなる周知を図ることが重要

②地域防犯活動の支援

- 校区内における危険箇所を認識するなど、住民の防犯意識を高めるとともに、地域による防犯活動の促進を図るため校区の安全安心マップの作成・更新を支援
- 庁用自動車の地域への無償譲渡、車検費用やガソリン代を助成することにより、地域防犯活動を支援

- 防犯パトロール活動は地域の安全確保において重要な役割を果たしているが、高齢化や共働き家庭の増加による地域防犯の担い手不足などが課題
- 防犯ボランティア支援事業は企業協賛金等により新たに防犯活動を行う団体等を支援。対象団体の減少など企業協賛金による継続が困難
- 街頭防犯カメラの需要は高いため設置要望に対応できるよう制度を改正
- 防犯灯のLED化の普及促進が図られている。自治会等による設置及び維持管理に係る負担軽減のため支援が引き続き必要
- 自治協議会等の自主防犯活動団体に対して、防犯活動の活性化につながるよう、各区の実情に応じて、防犯活動用品(防犯パトロールベスト、防犯キャップ、のぼり旗等)などの防犯活動用品の支援

③防犯上の配慮を要する者の安全の確保

- 市内小学1年生に対し、夏休み前に防犯・交通安全のリーフレットを配布
- PTAにおいて、地域の協力により子どもが危険を感じたときに駆け込むことのできる「こども110番の家」の普及等を推進。市は子どもや保護者に対する周知を促進
- 市内の全幼稚園、小・中学校、特別支援学校において、スクールガード(学校安全ボランティア)による巡回・警備がすべての学校で定着。通学路の巡回の際、「こども110番の家」確認や通学路の状況を把握。今後、各学校における安全体制強化などの検討が必要
- 高齢者をターゲットとした悪質商法等の手口は複雑化・巧妙化。高齢者が遭いやすい被害の対策について講座を継続するとともに、警察と連携したイベントの実施や、ケアマネジャー会議での啓発協力などを依頼
- 性犯罪被害の多くを占める若年層への啓発として、公式Twitterを開設「リツイートが性犯罪を防止する」をテーマに啓発情報を配信するなどのキャンペーンを実施

④サイバー空間における安全の確保

- 学校非公式サイト等での問題のある書き込みや画像投稿に対して、学校ネットパトロールによる監視や書込削除依頼などを実施
- 中学校入学説明会における保護者向けメディア啓発や、学校・PTAの希望に応じて講師を派遣するメディア学習会を開催
- SNSなどメディア利用の啓発について、より広く・効果的な啓発手法について検討が必要

⑤地域の実情及び特性を踏まえた施策の推進

- 都心部や繁華街，大学周辺地区など，地域の実情や特性を踏まえ，各区において，地域団体や警察等関係団体と連携した防犯活動を実施
 - (東区)
 - 校区防犯パトロール活動支援，警察と連携した高齢者交通安全・防犯教室の開催 等
 - (博多区)
 - 中洲環境浄化パレードへ参加，地域防犯活動研修会の開催，地域や消防，警察と連携した不審火パトロールの実施 等
 - (中央区)
 - 地域・企業・学校・警察・行政で構成する，中央区犯罪の起きにくいまちづくり総合対策(NCC)活動による防犯活動への参加，居酒屋・カラオケ店等の客引き対策としての巡回パトロールの実施 等
 - (南区)
 - 地域・企業・学校・警察・行政で構成する，大橋安全・安心まちづくり応援団による夜間パトロール・環境美化活動の実施，南区防犯推進及び青パト連絡会の運営 等
 - (城南区)
 - 城南区防犯推進協議会の運営，各校区防犯委員を対象とした防犯指導研修の開催 等
 - (早良区)
 - 地域の意見を反映させるためワークショップを開催し，地域・行政・警察の今後の改善・対応策を取りまとめた「安全・安心まちづくり基本計画」の作成 等
 - (西区)
 - 西区西部地区暴走族根絶・非行防止推進協議会による西部7校区合同防犯パトロールの実施 等
- 青色回転灯付きバイクによるパトロールは，犯罪抑止効果も限られ，費用対効果を鑑みて，平成27年度に事業終了。路上駐輪場等への注意喚起の看板設置や，大学生等に対するチラシ配布，メール配信等を通じた啓発を実施
- 繁華街における環境健全化活動として，暴力団排除に向けた取組みを進めるとともに，地域や警察行政が連携し，新たな賑わい創出や美化活動，タクシー渋滞緩和対策を実施。昨今は，博多駅筑紫口や天神・大名周辺において居酒屋やカラオケ店等の悪質な客引き行為等が問題化
- 職員や委託業者による夜間監視パトロールや投棄物回収，不法投棄防止の広報・啓発(「不法投棄防止強化月間(6・12月)」における街頭啓発キャンペーン，警告看板の設置など)を実施。今後とも継続した対策が必要

⑥少年の規範意識の向上等

- 少年愛護パトロール員が地域を巡回し、地域の諸問題等の早期発見に努めるとともに、小・中学生が利用する機会の多い店舗を「青少年を見守る店」として指定し、愛の声かけ運動や不良行為を発見した際に関係機関へ連絡など協力依頼
- コンビニ、書店等への立入調査を実施し、有害図書類の陳列方法指導や、有害がん具類の販売制限を指導。「福岡市青少年の非行・被害防止強調月間(7月)」や「福岡市子ども・若者育成支援強調月間(11月)」において、少年の健全育成に向けた啓発を強化
- 児童生徒の思いやりや命を大切にすることを高めるために、地域人材の活用や公開授業など、学校と地域・保護者が一体となった「共育」による道徳教育を推進
- 留守家庭子ども会や子ども会などにおいて、非行防止に関する講話や「健やかカルタ」などの体験活動による出前講座「こども防犯出前塾」を実施【H30:124回】

⑦非行を起こした少年の立ち直りの支援

- 非行・引きこもりなどの困難を有する若者を対象とした取組みは、心身状態が不安定で参加が安定しないなど、若者の立ち直りには一定の時間を要するため継続した支援が必要
- 地域の居場所づくりに取り組む団体に対し、ノウハウ提供や情報交換、交流会などの開催
- 様々な居場所づくりの取組み(子ども食堂など)との連携などを今後検討
- 「遊び・非行型」不登校児童生徒の『居場所』づくり「問題を抱える子ども等の自立支援事業」を公民館、集会所、学校等で実施。今後、フリースクール等の学校外施設利用を視野に入れ、個に応じた支援につなげていくことが必要

⑧道路等・住宅・学校等の防犯性向上

- 防犯環境設計指針について市民に対する周知が十分とは言えない状況
- 防犯灯のLED化の普及促進が図られている。自治会等による設置及び維持管理に係る負担軽減のため支援が引き続き必要
- 街頭防犯カメラの需要は高いため設置要望に対応できるよう制度を改正
- 公園の再整備は、年間で実施できる箇所に限りがあため、管理面において犯罪抑止に配慮し、優先度を判断のうえ樹木管理に取り組むこと、また地域による公園愛護活動を一層盛んにすることで公園の防犯対策の強化を図ることが必要
- 住まいに関する情報手引きなどへの防犯対策の掲載や、防犯性の高いセキュリティ・アパートなど防犯性の高い建物の普及など、継続的な広報啓発を実施
- 防犯カメラやインターホン設置など学校内における防犯環境づくりを推進。不審者対応避難訓練の実施校は増加【H30:小・中学校 162校】

3 プランの成果指標

防犯推進プランでは、犯罪のない安全で住みよいまちづくりの実現を目標とし、

- ・福岡市の犯罪の少なさに満足している人の割合
- ・自分の住んでいる地域が犯罪の少ない安全なまちだと思ふ人の割合
- ・刑法犯認知件数

をその成果指標とします。

指標の内容	年	
	現状値	最終目標値
	平成30年 (2018年)	令和6年 (2024年)
福岡市の犯罪の少なさに満足している人の割合 (※1)	34.1%	50%
自分の住んでいる地域が犯罪の少ない安全なまちだと思ふ人の割合 (※2)	62.0%	70%
刑法犯認知件数 (※3)	14,916件	9,000件

(出典)

- ※1 福岡市市長室「市政に関する意識調査」
- ※2 福岡市総務企画局「基本計画の成果指標に関する意識調査」
- ※3 福岡県警察「福岡県刑法犯市町村別認知件数」

4 プランの推進体制

条例第8条に基づく推進体制である「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進本部」において、プランに基づく取組みを推進していきます。具体的には、毎年度の各取組みの進捗状況を幹事会に諮り、その結果を本部の各委員に報告するとともに、ホームページにおいて公表します。さらに、再犯防止の推進や犯罪被害者等支援など、防犯のまちづくりとの関連性が高い施策の動向を踏まえ、適宜取組みの充実を図っていきます。

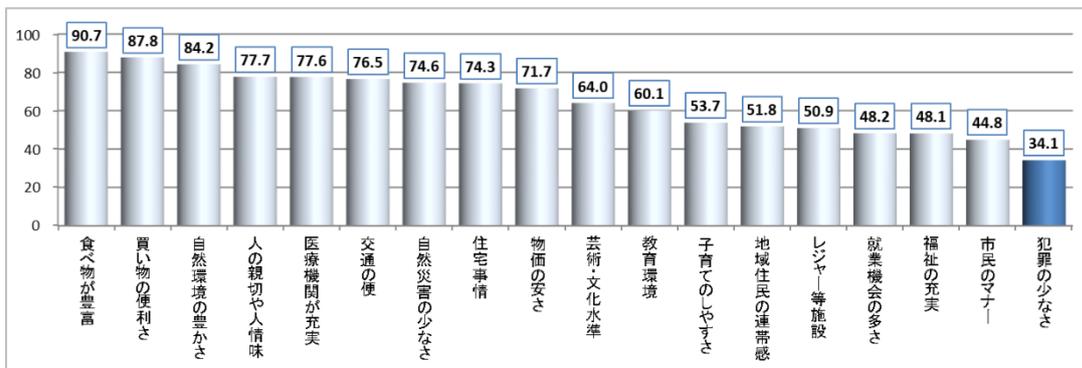
第2章 犯罪の現状

1 防犯に関する市民の意識

(1) 犯罪の少なさに対する満足度

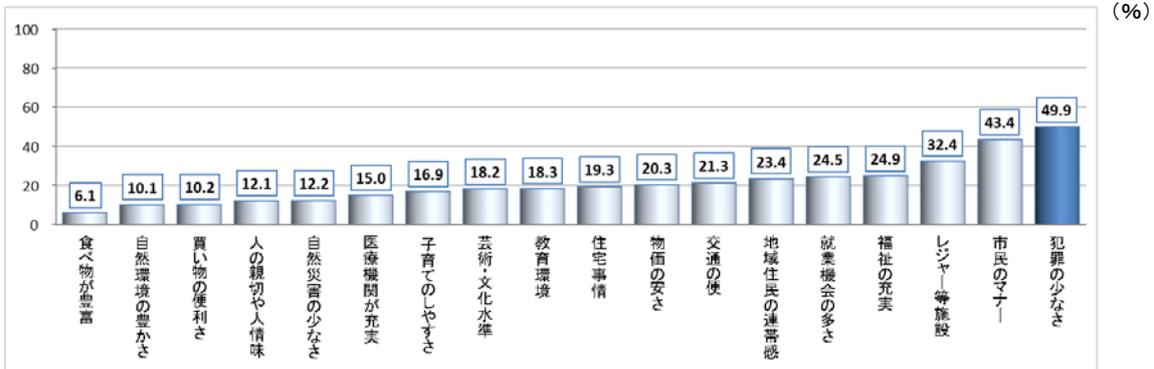
平成30年度に実施した「市政に関する意識調査」の「福岡市の都市環境等に関する満足度」の中で、「犯罪の少なさ」に対する満足度は34.1%と全18項目中最も低くなっています。また、「犯罪の少なさ」に対する不満度については、49.9%と全18項目中最も高くなっています。〈図表1, 2〉

〈図表1〉「福岡市の都市環境等に関する満足度調査」における「満足している」割合(平成30年度) (%)



出典: 福岡市市長室「市政に関する意識調査」

〈図表2〉「福岡市の都市環境等に関する満足度調査」における「不満がある」割合(平成30年度) (%)

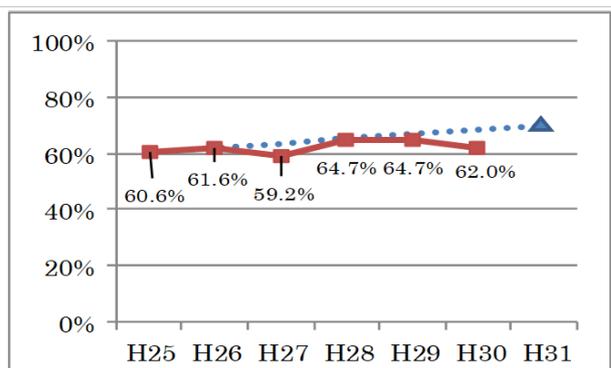


出典: 福岡市市長室「市政に関する意識調査」

(2) 地域の犯罪の少なさに対する意識

平成30年度に実施した「基本計画の成果指標に関する意識調査」の中で、「自分の住んでいる地域が犯罪の少ない安全なまちだと思う人」の割合は62%と、平成25年度の初期値と比べると増加しているものの、昨年度から2.7%減少しています。〈図表3〉

〈図表3〉自分の住んでいる地域が犯罪の少ない安全なまちだと思う人の割合(平成30年度)



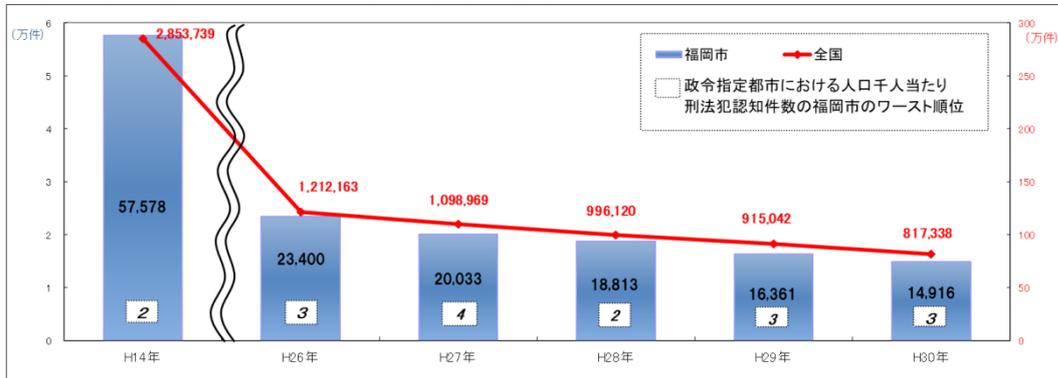
出典: 福岡市総務企画局「基本計画の成果指標に関する意識調査」

2 刑法犯認知件数の推移

本市の刑法犯認知件数は、平成14年の57,578件をピークに減少しており、平成30年は14,916件とピーク時に比べ約3割に減少していますが、刑法犯認知件数を人口千人当たりで見ると、本市は政令指定都市中ワースト上位で推移しているなど、未だ憂慮すべき状況です。

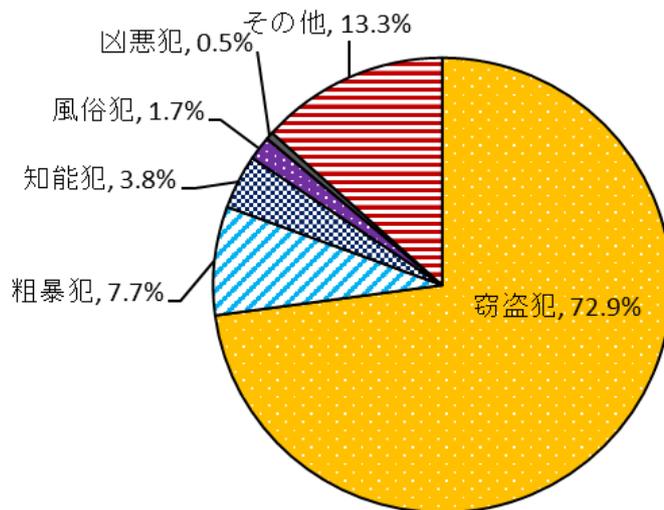
罪種別認知件数においては、他の政令指定都市と同様に、窃盗犯の刑法犯認知件数が最も多く、本市においては平成26年以降、その割合は6.1%減少しているものの、未だ約7割を占めています。〈図表4、5、6、7〉

〈図表4〉福岡市における刑法犯認知件数の推移



出典：(全国)警察庁「平成30年警察白書」／警察庁「犯罪統計資料平成30年1～12月分〔確定値〕」
(福岡市)福岡県警察「福岡県刑法犯市町村別認知件数(平成30年中)〔確定値〕」

〈図表5〉福岡市における刑法犯認知件数の内訳(平成30年)



出典：福岡県警察「福岡県刑法犯市町村別認知件数(平成30年中)〔確定値〕」を基に作成

〈図表6〉政令指定都市の刑法犯認知件数(平成30年)

(件)

市名	刑法犯合計	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	参考	
								人口千人あたりの発生件数	ワースト順位
札幌市	11,718	69	1,248	7,686	375	391	1,949	5.96	13
仙台市	7,370	29	466	5,275	481	84	1,035	6.77	10
さいたま市	10,560	50	664	7,888	436	88	1,434	8.11	7
千葉市	8,391	51	466	6,259	355	89	1,171	8.58	6
横浜市	17,464	134	1,327	12,093	1,698	223	1,989	4.67	20
川崎市	7,590	43	456	5,627	578	101	785	5.00	19
相模原市	4,243	22	196	3,285	194	83	463	5.87	14
新潟市	4,968	24	361	3,570	206	38	769	6.21	12
静岡市	4,004	25	349	2,792	231	37	570	5.76	15
浜松市	4,216	18	376	2,840	200	60	722	5.24	17
名古屋市	22,514	118	1,729	15,680	939	173	3,875	9.69	2
京都市	11,660	57	724	8,624	513	143	1,599	7.94	8
大阪市	45,015	342	2,517	34,977	1,876	501	4,802	16.51	1
堺市	7,671	58	377	5,991	294	86	865	9.23	4
神戸市	13,407	94	1,522	8,656	811	162	2,162	8.78	5
岡山市	4,542	17	369	3,337	184	32	603	6.29	11
広島市	6,859	50	593	4,636	420	87	1,073	5.72	16
北九州市	6,504	44	796	3,967	286	109	1,302	6.88	9
福岡市	14,916	80	1,152	10,870	574	255	1,985	9.43	3
熊本市	3,784	28	352	2,631	170	41	562	5.11	18

出典: (福岡市)福岡県警察「福岡県刑法犯市町村別認知件数(平成30年中)[確定値]」

(その他政令指定都市)各都市に照会

※人口は平成30年12月1日付推計人口

※包括罪種(類似性の強い罪種を包括した分類名称)の内容

包括罪種名	罪種・手口
窃盗犯	住宅侵入窃盗(空き巣, 忍込み, 居空き), 自転車盗, オートバイ盗, 車上ねらい, 部品ねらい, 自動販売機ねらい, ひったくり, 自動車盗など
粗暴犯	凶器準備集合, 暴行, 傷害, 脅迫, 恐喝
知能犯	詐欺, 横領, 偽造など
風俗犯	賭博, 強制わいせつ, 公然わいせつなど
凶悪犯	殺人, 強盗, 放火, 強制性交等
その他	公務執行妨害, 住居侵入など上記以外の刑法犯

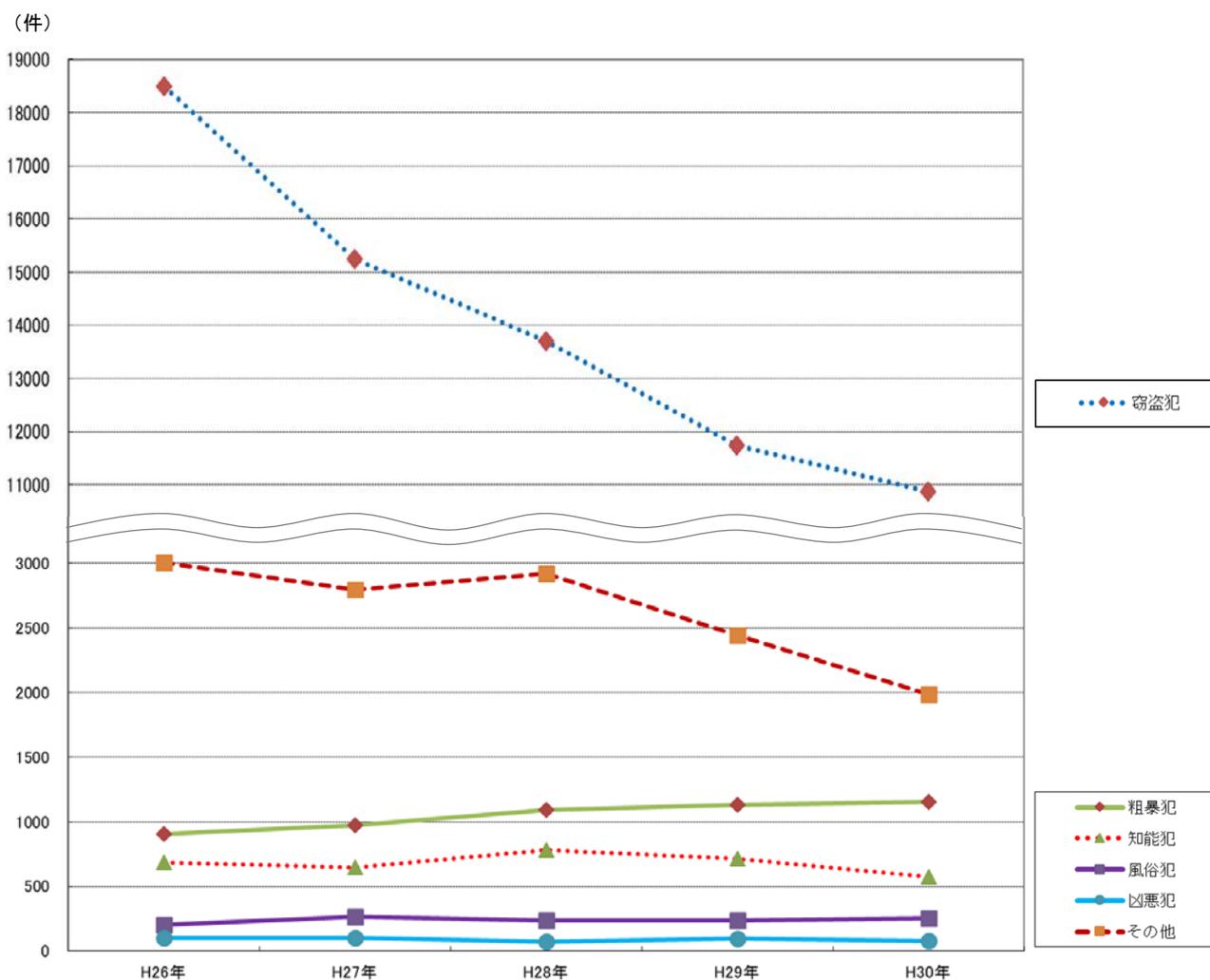
出典: 福岡県警察「福岡県刑法犯市町村別認知件数(平成30年中)[確定値]」

警察庁「平成30年の刑法犯に関する統計資料」

〈図表7〉福岡市における刑法犯(包括罪種別)認知件数の推移 (上段は件数, 下段は構成比で%)

区分	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
総数	23,400	20,033	18,813	16,361	14,916
窃盗犯	18,497 (79.0%)	15,249 (76.1%)	13,705 (72.8%)	11,736 (71.7%)	10,870 (72.9%)
粗暴犯	908 (3.9%)	971 (4.8%)	1,094 (5.8%)	1,133 (6.9%)	1,152 (7.7%)
知能犯	688 (2.9%)	649 (3.2%)	782 (4.2%)	715 (4.4%)	574 (3.8%)
風俗犯	204 (0.9%)	264 (1.3%)	238 (1.3%)	236 (1.4%)	255 (1.7%)
凶悪犯	98 (0.4%)	102 (0.5%)	71 (0.4%)	97 (0.6%)	80 (0.5%)
その他	3,005 (12.8%)	2,798 (14.0%)	2,923 (15.5%)	2,444 (14.9%)	1,985 (13.3%)

出典:福岡県警察「福岡県刑法犯市町村別認知件数(平成 26~30 年中)[確定値]」



出典:福岡県警察「福岡県刑法犯市町村別認知件数(平成 26~30 年中)[確定値]」を基に作成

3 市民生活に身近な犯罪の発生状況

(1) 福岡市の状況

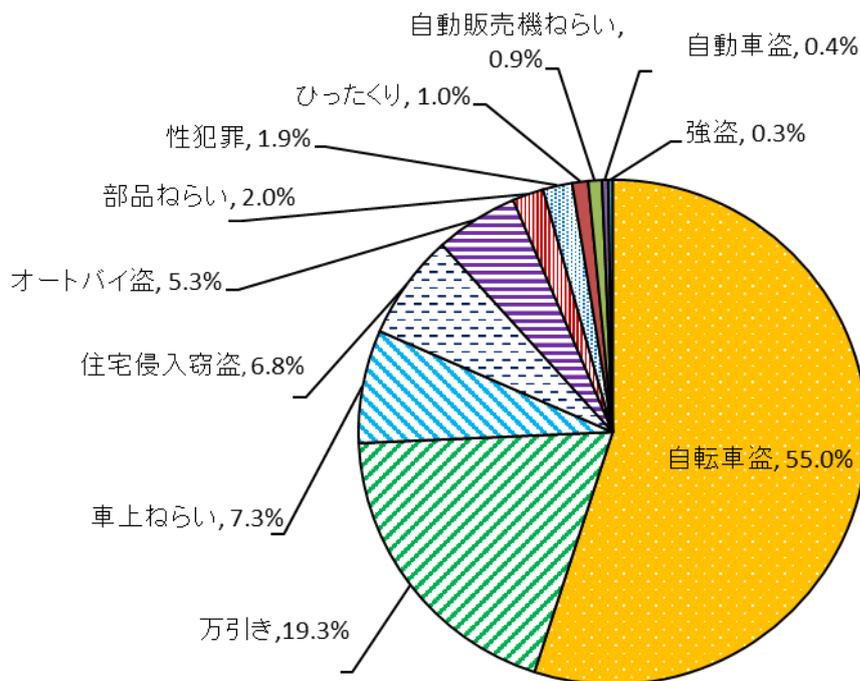
本市における市民生活に身近な犯罪(※)の認知件数の内訳をみると、平成30年は自転車盗が55%と過半数を占めています。次いで、万引きが19.3%、車上ねらいが7.3%、住宅侵入窃盗が6.8%となっています。〈図表8〉

平成26年から5年間の認知件数の推移をみると、性犯罪を除き概ね減少傾向ですが、性犯罪については増減を繰り返している状況が続いています。〈図表9〉

※市民生活に身近な犯罪

様々な犯罪の中で、自転車盗、車上ねらい、住宅侵入窃盗など身のまわりで発生しやすい犯罪。(11罪種・手口)

〈図表8〉福岡市における市民生活に身近な犯罪の認知件数の罪種・手口別内訳(平成30年)

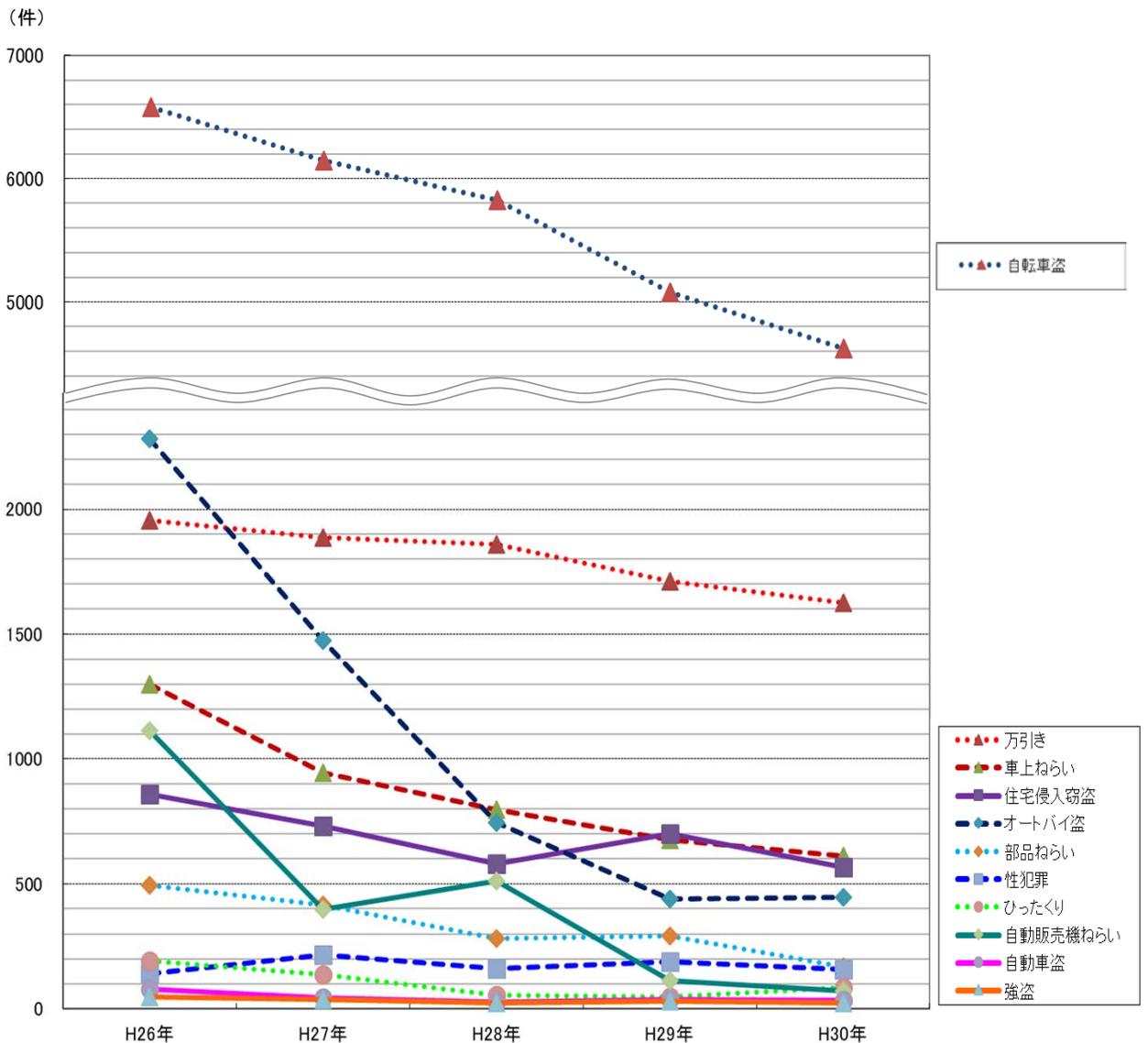


出典:福岡県警察「福岡県刑法犯市町村別認知件数(平成30年中)[確定値]」を基に作成

〈図表9〉福岡市における市民生活に身近な犯罪認知件数(罪種・手口別)の推移 (件)

区分	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
自転車盗	6,579	6,144	5,828	5,077	4,626
万引き	1,955	1,886	1,859	1,711	1,625
車上ねらい	1,298	946	796	677	610
住宅侵入窃盗	859	732	582	700	568
オートバイ盗	2,281	1,474	745	438	445
部品ねらい	493	417	283	290	167
性犯罪	141	217	160	188	157
ひったくり	193	136	55	46	85
自動販売機ねらい	1,112	398	511	112	73
自動車盗	78	44	28	38	33
強盗	47	36	25	29	24
合計	15,036	12,430	10,872	9,306	8,413

出典:福岡県警察「福岡県刑法犯市町村別認知件数(平成26~30年中)[確定値]」



出典:福岡県警察「福岡県刑法犯市町村別認知件数(平成26~30年中)[確定値]」を基に作成

(2)政令指定都市との比較

平成30年の人口千人当たりの市民生活に身近な犯罪の認知件数では、政令指定都市中、「自転車盗」、「住宅侵入窃盗」、「オートバイ盗」、「性犯罪」、「ひったくり」の5つの罪種・手口が、ワースト5位以内に入っています。〈図表10, 11〉

〈図表 10〉政令指定都市における市民生活に身近な犯罪の認知件数(平成 30 年) (件)

市名	合計	車上ねらい	自転車盗	オートバイ盗	自販機ねらい	部品ねらい	強制わいせつ等	強盗	住宅侵入窃盗	自動車盗	ひったくり	万引き	参考	
													人口千人あたりの発生件数	ワースト順位
札幌市	5,844	601	2,406	42	46	210	95	31	367	41	14	1,991	2.97	14
仙台市	3,573	341	1,350	57	20	134	69	15	420	27	8	1,132	3.28	11
さいたま市	6,174	623	3,212	223	107	225	69	32	349	120	25	1,189	4.74	6
千葉市	4,780	484	2,202	210	25	202	89	20	399	126	61	962	4.89	5
横浜市	9,229	758	3,676	772	100	564	162	49	746	111	84	2,207	2.47	19
川崎市	4,526	271	2,693	221	97	155	74	18	203	38	30	726	2.98	13
相模原市	2,751	208	1,481	168	18	149	73	9	223	35	36	351	3.81	9
新潟市	2,529	298	961	20	117	52	26	7	211	8	3	826	3.16	12
静岡市	2,006	172	1,015	73	5	65	19	12	104	8	4	529	2.89	16
浜松市	1,901	194	710	66	2	98	47	5	147	23	3	606	2.36	20
名古屋市	11,568	1,091	4,993	283	212	686	152	48	824	348	89	2,842	4.98	4
京都市	6,871	709	3,337	384	90	403	110	15	193	67	46	1,517	4.68	7
大阪市	24,475	3,716	12,533	747	977	1,473	394	154	471	482	229	3,299	8.97	1
堺市	4,694	578	2,270	298	62	387	73	18	167	218	26	597	5.65	2
神戸市	6,075	680	2,098	491	112	331	130	37	276	33	34	1,853	3.98	8
岡山市	2,590	241	1,352	88	17	65	22	7	166	17	6	609	3.59	10
広島市	3,560	218	1,781	68	13	70	56	14	238	14	9	1,079	2.97	15
北九州市	2,727	235	1,011	114	8	90	82	10	310	20	20	827	2.89	17
福岡市	8,413	610	4,626	445	73	167	157	24	568	33	85	1,625	5.32	3
熊本市	1,915	202	935	35	5	49	28	8	104	8	5	536	2.59	18

出典：(福岡市)福岡県警察「福岡県刑法犯市町村別認知件数(平成 30 年中) [確定値]」

(その他政令指定都市)各都市に照会

※人口は平成 30 年 12 月 1 日付推計人口

〈図表 11〉政令指定都市における人口千人当たりの市民生活に身近な犯罪認知件数のワースト5 (平成 30 年) (件)

順位	自転車盗		住宅侵入窃盗		オートバイ盗		性犯罪		ひったくり	
	市名	千人当たり	市名	千人当たり	市名	千人当たり	市名	千人当たり	市名	千人当たり
1	大阪市	4.60	千葉市	0.41	堺市	0.36	大阪市	0.14	大阪市	0.08
2	福岡市	2.92	仙台市	0.39	神戸市	0.32	相模原市	0.10	千葉市	0.06
3	堺市	2.73	福岡市	0.36	福岡市	0.28	福岡市	0.10	福岡市	0.05
4	さいたま市	2.47	名古屋市	0.35	大阪市	0.27	千葉市	0.09	相模原市	0.05
5	京都市	2.27	北九州市	0.33	京都市	0.26	堺市	0.09	名古屋市	0.04

出典：福岡県警察「福岡県刑法犯市町村別認知件数(平成 30 年中)[確定値]」及び各政令指定都市への調査内容を基に作成

※人口は平成 30 年 12 月 1 日付推計人口

4 刑法犯認知件数における学生等の被害状況

平成 30 年の刑法犯認知件数のうち、被害者の学識が「学生等」の件数は、3,128 件で、全体の 21%を占めています。また、被害者の学識が「学生等」の内訳を見ると、大学生の被害が 1,214 件と最も多くなっており、中学生以下の被害も 615 件発生し、「学生等」の 20%を占めています。〈図表 12〉

〈図表 12〉被害者の学識別犯罪発生状況(平成 30 年)

区分	学生等					有職	無職	その他	合計
	小学生以下	中学生	高校生	大学生	専修学校等				
認知件数(件)	238	377	634	1,214	665	7,319	1,468	3,001	14,916
割合	1.6%	2.5%	4.3%	8.1%	4.5%	49.1%	9.8%	20.1%	

← 615件(4.1%) →
 ← 3,128件(21.0%) →

出典:福岡県警察提供「福岡市内における犯罪状況について」(平成 30 年)

〈図表 13〉被害者の学識別犯罪発生状況の推移

区 分	学生等					有職	無職	その他	合計	
	小学生以下	中学生	高校生	大学生	専修学校等					
H26年	認知件数	463	728	1,064	2,009	813	11,554	1,732	5,037	23,400
	割合	2.0%	3.1%	4.5%	8.6%	3.5%	49.4%	7.4%	21.5%	
H27年	認知件数	362	610	997	1,795	778	9,602	2,029	3,860	20,033
	割合	1.8%	3.0%	5.0%	9.0%	3.9%	47.9%	10.1%	19.3%	
H28年	認知件数	304	584	836	1,645	766	8,692	1,779	4,207	18,813
	割合	1.6%	3.1%	4.4%	8.7%	4.1%	46.2%	9.5%	22.4%	
H29年	認知件数	308	444	713	1,304	723	7,962	1,639	3,268	16,361
	割合	1.9%	2.7%	4.4%	8.0%	4.4%	48.7%	10.0%	20.0%	
H30年	認知件数	238	377	634	1,214	665	7,319	1,468	3,001	14,916
	割合	1.6%	2.5%	4.3%	8.1%	4.5%	49.1%	9.8%	20.1%	

出典:福岡県警察提供「福岡市内における犯罪状況について」(平成 26~30 年)

5 罪種・手口別の犯罪発生状況

(1)自転車盗

平成 30 年の場所別の犯罪発生状況では、共同住宅が 2,083 件、45%、駐輪場が 1,218 件、26.3%の順で多い状況です。〈図表 14〉

施錠の有無別の発生状況では、平成 30 年は施錠有の割合が 54.2%、無施錠の割合が 45.8%となっています。3年間の推移をみると、施錠有、無ともに減少しているものの、施錠無の割合が年々高くなってきています。

また、施錠有も未だ 50%台で推移している状況です。〈図表 15〉

〈図表 14〉場所別発生状況(平成 30 年)

区 分	一戸建住宅	共同住宅	駐輪場	路上	店舗・商業施設	会社・学校	駅	その他	合計
認知件数(件)	152	2,083	1,218	331	284	207	12	339	4,626
割合	3.3%	45.0%	26.3%	7.2%	6.1%	4.5%	0.3%	7.3%	

出典:福岡県警察提供「福岡市内における犯罪状況について」(平成 30 年)

〈図表 15〉施錠の有無別犯罪発生状況

区 分	施錠有		施錠無		合計 認知件数(件)
	認知件数(件)	割合	認知件数(件)	割合	
H28年	3,421	58.7%	2,407	41.3%	5,828
H29年	2,896	57.0%	2,181	43.0%	5,077
H30年	2,508	54.2%	2,118	45.8%	4,626

出典:福岡県警察提供「福岡市内における犯罪状況について」(平成30年)

(2) 住宅侵入窃盗

平成 30 年は共同住宅に比べ、一戸建での発生がやや多く一戸建では2人以上の世帯が、共同住宅では、1人世帯の被害が多い傾向となっています。〈図表 16〉

平成 30 年の被害者年齢別の発生状況は、60 歳以上が 210 件で 37%、20 歳代が 116 件で 20.4%の順で多い状況です。〈図表 17〉

平成 30 年の侵入手口別の発生状況をみると、無施錠が 351 件で、全体の 61.8%を占めています。〈図表 18〉

〈図表 16〉住宅別発生状況(平成 30 年)

区 分	一戸建				共同住宅				合計
	1人世帯	2人以上	法人・団体等	計	1人世帯	2人以上	法人・団体等	計	
認知件数(件)	57	246	4	307	156	102	3	261	568
割合	10.0%	43.3%	0.7%	54.0%	27.5%	18.0%	0.5%	46.0%	

出典:福岡県警察提供「福岡市内における犯罪状況について」(平成30年)

〈図表 17〉住宅侵入窃盗の被害者の年齢別発生状況(平成 30 年)

区 分	13歳未満	13～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
認知件数(件)	0	10	116	75	81	76	210	568
割合	0.0%	1.8%	20.4%	13.2%	14.3%	13.4%	37.0%	

出典:福岡県警察提供「福岡市内における犯罪状況について」(平成30年)

〈図表 18〉住宅侵入窃盗の侵入手口別発生状況(平成 30 年)

区 分	無施錠	ガラス破り	その他	合計
認知件数(件)	351	96	121	568
割合	61.8%	16.9%	21.3%	

出典:福岡県警察提供「福岡市内における犯罪状況について」(平成30年)

(3) オートバイ盗

平成30年の場所別の発生状況では、共同住宅が275件、61.8%、駐輪場・駐車が93件、20.9%の順で多い状況です。〈図表19〉

また、平成30年にオートバイ盗で検挙された人員のうち、27人、93.1%が少年です。〈図表20〉

〈図表 19〉場所別発生状況(平成 30 年)

区 分	一戸建住宅	共同住宅	駐輪場	駐車場	路上	店舗・商業施設	会社・学校	その他	合計
認知件数(件)	22	275	69	24	14	17	13	11	445
割合	4.9%	61.8%	15.5%	5.4%	3.1%	3.8%	2.9%	2.5%	

出典:福岡県警察提供「福岡市内における犯罪状況について」(平成30年)

〈図表 20〉検挙人員の内訳(平成 30 年)

区 分	少年	成人
検挙人員(人)	27	2
割合	93.1%	6.9%

出典:福岡県警察提供「福岡市内における犯罪状況について」(平成30年)

(4) 性犯罪

平成 30 年の場所別の発生状況では、道路上が 59 件、37.6%となっており、住宅が 38 件、24.2%の順に多い状況です。〈図表 21〉

また、平成 30 年の被害者年齢別の発生状況では、20 歳代が 74 件、47.1%と最も多い状況ですが、未成年(19 歳以下)も 62 件、39.5%とかなりの割合を占めています。〈図表 22〉

〈図表 21〉場所別発生状況(平成 30 年)

区 分	住宅	駐車場等	道路上	その他	合計
認知件数(件)	38	3	59	57	157
割合	24.2%	1.9%	37.6%	36.3%	

出典:福岡県警察提供「福岡市内における犯罪状況について」(平成30年)

〈図表 22〉被害者の年齢別発生状況(平成 30 年)

区 分	13歳未満	13～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳以上	合計
認知件数(件)	22	40	74	10	11	157
割合	14.0%	25.5%	47.1%	6.4%	7.0%	

出典:福岡県警察提供「福岡市内における犯罪状況について」(平成30年)

(5) ひったくり

平成 30 年にひったくりにあった被害者は、男性に比べて女性が約3倍の 74.1%を占めています。〈図表 23〉

〈図表 23〉ひったくりの男女別発生状況(平成 30 年)

区 分	男性	女性	合計
認知件数(件)	22	63	85
割 合	25.9%	74.1%	

出典：福岡県警察提供「福岡市内における犯罪状況について」(平成 30 年)

6 行政区別の犯罪発生状況

商業施設や事業所等が集中し、人が多く集まる都心部がある中央区、博多区において人口千人当たりの刑法犯認知件数が全市平均を超えて高く、刑法犯認知件数も博多区、中央区の順で多くなっています。〈図表 24〉

中央区、博多区に次いで早良区における犯罪発生率が高くなっており、他区に比べ、特に住宅侵入窃盗、車上ねらいの発生率が高くなっています。〈図表 25〉

〈図表 24〉行政区別発生状況(平成 30 年)

区 分	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	全市
人口千人当たり発生件数(件)	7.6	13.7	16.3	6.2	7.5	8.1	7.4	9.43
刑法犯認知件数(件)	2,388	3,305	3,248	1,628	991	1,775	1,581	14,916

出典：福岡県警察「福岡県刑法犯市町村別認知件数(平成 30 年中)[確定値]」を基に作成

※人口は平成 30 年 12 月 1 日付推計人口

〈図表 25〉市民生活に身近な犯罪の行政区別発生状況(平成 30 年)

区 名	刑法犯合計	強盗	強制わいせつ	住宅侵入窃盗	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい	部品ねらい	自販機ねらい	万引き
東区	2,388	3	24	79	12	112	731	4	75	34	11	226
博多区	3,305	4	36	89	6	96	936	20	116	34	24	332
中央区	3,248	2	27	40	3	49	1,044	34	91	16	10	472
南区	1,628	3	26	74	4	52	532	5	64	26	6	157
城南区	991	2	13	52	1	38	353	4	45	16	7	101
早良区	1,775	7	15	203	2	51	511	12	151	17	2	129
西区	1,581	3	16	31	5	47	519	6	68	24	13	208
市全体	14,916	24	157	568	33	445	4,626	85	610	167	73	1,625

出典：福岡県警察「福岡県刑法犯市町村別認知件数(平成 30 年中)[確定値]」

〈図表 26〉人口千人当たりの市民生活に身近な犯罪の行政区別発生状況(平成 30 年)

区名	強盗	強制わいせつ	住宅侵入窃盗	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい	部品ねらい	自販機ねらい	万引き
東区	0.01	0.08	0.25	0.04	0.35	2.31	0.01	0.24	0.11	0.03	0.72
博多区	0.02	0.15	0.37	0.02	0.40	3.89	0.08	0.48	0.14	0.10	1.38
中央区	0.01	0.14	0.20	0.02	0.25	5.24	0.17	0.46	0.08	0.05	2.37
南区	0.01	0.10	0.28	0.02	0.20	2.03	0.02	0.24	0.10	0.02	0.60
城南区	0.02	0.10	0.39	0.01	0.29	2.67	0.03	0.34	0.12	0.05	0.76
早良区	0.03	0.07	0.93	0.01	0.23	2.33	0.05	0.69	0.08	0.01	0.59
西区	0.01	0.08	0.15	0.02	0.22	2.44	0.03	0.32	0.11	0.06	0.98
市全体	0.02	0.10	0.39	0.02	0.29	3.00	0.06	0.40	0.10	0.04	1.03

出典：福岡県警察「福岡県刑法犯市町村別認知件数(平成 30 年中)」を基に作成

※人口は平成 30 年 12 月 1 日付推計人口

7 その他特筆すべき犯罪情勢

(1) 都心部等における犯罪の発生状況

① 都心部における刑法犯認知件数の発生状況

都心部(天神周辺地区, 博多駅周辺地区)で犯罪発生率が高くなっています。

〈図表 27〉

〈図表 27〉都心部等における犯罪発生率(平成 30 年)

区 分	天神周辺地区	博多駅周辺地区	全市
人口千人当たり 発生件数(件)	42.6	35.4	9.43

出典:「福岡県刑法犯公立小学校校区別認知件数(平成 30 年中)[確定値]」を基に作成

※人口は平成 30 年 12 月 1 日付推計人口

② 都心部及び大学周辺地区における自転車盗・オートバイ盗の発生状況

都心部・大学周辺地区で自転車盗・オートバイ盗の発生率が高くなっています。

〈図表 28〉

〈図表 28〉都心部・大学周辺地区における自転車・オートバイ盗の発生率(平成 30 年)

区 分	天神周辺地区	博多駅周辺地区	大学周辺地区	全市
人口千人当たり 発生件数(件)	12.2	10	3.96	3.2

出典:「福岡県刑法犯公立小学校校区別認知件数(平成 30 年中)[確定値]」を基に作成

※人口は平成 30 年 12 月 1 日付推計人口

※大学周辺地区とは, 人口千人当たりにおける校区別の自転車盗・オートバイ盗の合計件数において, 大学が立地する校区及びその校区に隣接する校区をまとめたもの

(2) 少年非行の状況

未成年者の検挙補導人員をみると, 54.1%が窃盗犯で検挙されています。

年齢別では 15 歳, 16 歳の順に割合が高く, 学職別では高校生, 中学生の順で多く, 全体の 54.9%を占めています。〈図表 29, 30, 31〉

また, 14 歳以上の犯罪少年に占める再犯者の割合は, 平成 26~30 年では, 県, 北九州市より低く, 30~40%で推移しています。〈図表 32〉

〈図表 29〉刑法犯の検挙補導人員(平成 30 年)

区 分	合 計	罪 種 別 内 訳					
		凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
検挙補導人数(人)	488	2	68	264	12	19	123
割 合	—	0.4%	13.9%	54.1%	2.5%	3.9%	25.2%

出典:福岡県警察提供「福岡市内における犯罪状況について」(平成 30 年)

※福岡市内に所在する警察署が検挙補導した人員の集計

〈図表 30〉年齢別の検挙補導人員(平成 30 年)

区 分	13歳以下	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	合計
検挙補導人員(人)	47	50	98	82	60	73	78	488
割 合	9.6%	10.2%	20.1%	16.8%	12.3%	15.0%	16.0%	

出典:福岡県警察提供「福岡市内における犯罪状況について」(平成 30 年)

※福岡市内に所在する警察署が検挙補導した人員の集計

〈図表 31〉学職別の検挙補導人員(平成 30 年)

区 分	小学生	中学生	高校生	大学生	他学生	有職少年	無職少年	合計
検挙補導人員(人)	30	103	165	39	38	65	48	488
割 合	6.1%	21.1%	33.8%	8.0%	7.8%	13.3%	9.8%	
(参考)北九州市における割合	7.5%	27.3%	37.3%	3.4%	0.6%	16.3%	7.5%	

出典:福岡県警察提供「福岡市内における犯罪状況について」(平成 30 年)

※福岡市内に所在する警察署が検挙補導した人員の集計

〈図表 32〉再犯者率(14歳以上の犯罪少年に占める再犯者の割合)

区 分	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
県合計	35.4%	39.0%	39.8%	37.0%	36.4%
福岡市	34.6%	37.5%	39.8%	34.3%	34.0%
北九州市	38.0%	40.8%	43.0%	38.7%	41.6%

出典:福岡県警察提供「福岡市内における犯罪状況について」(平成 26~30 年)

(3) ニセ電話詐欺の状況

福岡市におけるニセ電話詐欺の被害件数は前年の 189 件に比べて、平成 30 年は 46 件減少の 143 件となっていますが、前々年からは増加しています。

平成 30 年の高齢者の被害は全体の 65%を占めており、特に女性高齢者が多い傾向が続いています。〈図表 33〉

また、ニセ電話詐欺の阻止件数は、平成 28 年から被害件数を上回っています。

〈図表 34〉

〈図表 33〉ニセ電話詐欺の発生状況

区 分	男性			女性			合計		
	高齢者	高齢者の割合		高齢者	高齢者の割合		高齢者	高齢者の割合	
H28年(件)	44	26	59.1%	93	84	90.3%	137	110	80.3%
H29年(件)	46	27	58.7%	143	102	71.3%	189	129	68.3%
H30年(件)	24	8	33.3%	119	85	71.4%	143	93	65.0%

出典:福岡県警察提供「福岡市内における犯罪状況について」(平成 28~30 年)

〈図表 34〉福岡県内のニセ電話詐欺被害阻止状況

区 分	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
阻止件数(件)	164	497	465	937	617
阻止額(億円)	5	11.3	4.1	7.9	4.1
被害件数(件)	272	497	352	597	359
被害額(億円)	12.9	18.4	6.7	11.4	6.7

出典:福岡県警察提供

(4) サイバー犯罪の状況

福岡県における平成 30 年に検挙されたサイバー犯罪は 408 件で、前年に比べ 5 件増加しています。〈図表 35〉

福岡市立小・中・高・特別支援学校の学校非公式サイト等への問題のある書き込みや画像について監視する「学校ネットパトロール」による報告件数を見ると、学校区分別では、中学校が最も多くなっています。〈図表 36〉

〈図表 35〉福岡県におけるサイバー犯罪の検挙件数の推移

区 分	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
不正アクセス禁止法違反(件)	12	5	13	30	5
コンピュータ・電磁的記録対象犯罪(件)	10	1	0	2	12
ネットワーク利用犯罪(件)	422	387	336	371	391
合 計 (件)	444	393	349	403	408

出典:福岡県警察「福岡県における平成 30 年のサイバー犯罪の検挙状況について」

〈図表 36〉「学校ネットパトロール」における報告件数

区 分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
小学校(件)	3	7	10	29
中学校(件)	1,613	1,650	1,473	1,194
高等学校(件)	315	200	426	292
特別支援学校(件)	8	0	1	0
合 計 (件)	1,939	1,857	1,910	1,515

出典:福岡市教育委員会調べ

(5) 県内の薬物事犯の検挙状況

平成 30 年の福岡県内の覚せい剤や大麻などの薬物事犯は 959 人検挙され、過去 5 年間は概ね 900 人前後で推移しています。〈図表 37〉

〈図表 37〉福岡県内の薬物事犯検挙人員の推移

区 分	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
覚せい剤(人)	729	781	708	613	705
大 麻(人)	65	129	155	183	202
その他薬物(人)	80	117	78	59	52
合 計 (人)	874	1,027	941	855	959

出典:福岡県警察提供

第3章 防犯上の重点課題と取組みの方向性

1 防犯意識の高いひと・地域づくり

(1) 広報・啓発

福岡市における性犯罪認知件数は、政令指定都市で比較するとワースト上位で推移しており、社会問題化している高齢者等を狙ったニセ電話詐欺被害の認知件数は、高い水準で推移しています。

また、福岡市において市民生活に身近な犯罪の認知件数が最も多い自転車盗の過去3年間の推移をみると、無施錠による発生割合が増加しており、住宅侵入窃盗については、無施錠による発生が全体の62%を占めています。

性犯罪やニセ電話詐欺、自転車盗などの被害に遭わないための防犯対策を市民に対し広報・啓発を行い、「自らの安全は自らで守る」という市民の防犯意識の向上を図ることが重要です。

そのためには、これまでの取組みに加え、関係機関と連携し、より効果的な広報・啓発を行うことにより、市民の防犯意識の向上を図るとともに、地域や事業所において市民自らが防犯活動に参加する気運を高めるよう取り組みます。

さらに、モラル・マナーの向上や、大麻などの薬物乱用の防止、飲酒運転の撲滅に関する広報啓発や市民の規範意識の醸成を図ります。

(2) 地域防犯活動の支援

防犯のまちづくりは、「地域の安全は地域で守る」という防犯意識のもとに、地域団体や事業者等(※1)が地域防犯活動に主体的に取り組み、地域コミュニティの強化を図ることが必要です。

これまでも地域団体や事業者等による防犯パトロール活動や登下校時の見守り活動など地道な取組みが、地域の安全に大きな役割を果たしていますが、防犯ボランティアの高齢化による担い手不足や、共働き家庭の増加に伴い、従来の見守り活動等が困難になるなど、社会環境の変化が生じてきています。

安全安心マップの作成支援や、青色回転灯を装着した地域防犯パトロールカーの車検費用の補助やガソリン代助成など、地域の防犯活動の継続を支援していくとともに、街頭防犯カメラの設置促進や、IoT・ICT等の新しい技術を活用することにより、地域の防犯活動を補完していきます。

※1 地域団体や事業者等

自治協議会や自治会、町内会などの地域団体、事業者、防犯協会やPTA、NPOなどの関係団体、学生ボランティアなど防犯活動に取り組む団体

(3) 防犯上の配慮を要する者の安全の確保

被害者学識別の刑法犯認知件数では、中学生以下が被害に遭った件数(平成30年)は615件と減少傾向にあります。特に近年は児童を狙った凶悪な犯罪が全国的に発生しており、子どもの安全確保が急務となっています。

また、高齢者は住宅侵入窃盗やニセ電話詐欺の被害に遭う割合が高くなっています。さらに、性犯罪は、道路上や住宅での被害が多く、被害者の72.6%が13～29歳と若い年齢層の割合が高くなっており、ひたつりの被害については、女性が約7割強を占めています。

子どもや高齢者、女性など防犯上の配慮を要する者の犯罪被害防止には、各々の視点を取り入れた情報の提供や、対象者に届くより効果的な啓発を行い、防犯意識の向上を図ります。

(4)サイバー空間における安全の確保

市民生活においては、スマートフォンやタブレットといった携帯型端末や、コミュニケーションツールとしてのSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の普及により、誰もが手軽にインターネットを利用できるようになりました。福岡市立小・中・高・特別支援学校の「学校ネットパトロール」においても学校非公式サイト等への問題のある書き込みや画像の報告があがっています。

このようなサイバー空間(※1)における犯罪の被害を未然に防ぐため、より効果的な広報・啓発を行うとともに、学校等関係機関と連携して、児童や生徒、その保護者を対象に有害情報対策やネットトラブルの対処法などの周知を図ります。

※1 サイバー空間

情報通信技術を用いて情報がやりとりされるインターネットその他の仮想的な空間

2 地域の実情及び特性を踏まえた施策の推進

福岡市内では、中央区、博多区の人口千人当たりの刑法犯認知件数が他区と比べて多くなっています。

特に、都心部(天神周辺地区、博多駅周辺地区)では、中央区及び博多区よりもさらに多くなっており、同一区内においても地域によって異なります。

都心部では、自転車盗・オートバイ盗や落書きなどが多く発生し、山間部や海岸などでは不法投棄が見られ、飲食店が集中するエリアでは、悪質な客引きなどが見受けられるなど、地域によって様々な特性があり、それらを踏まえた防犯施策に取り組む必要があります。

また、市内には多くの大学や専門学校が所在し、多くの学生が居住または通学しており、学生等が被害に遭いやすい犯罪の防犯施策にも取り組むことが必要です。

犯罪に関するデータをもとに傾向等を分析し、地域の実情や特性を十分に把握した上で、地域団体や事業者等との連携を図りながら、効果的な防犯施策に取り組みます。

3 少年非行の防止活動の推進

(1)少年の規範意識の向上等

刑法犯の検挙補導人員は年々減少傾向にありますが、再犯者率は概ね横ばいで推移しています。

青少年を見守る店など、地域団体、事業者等と連携した少年の非行防止活動や、少年の健全育成のための啓発活動などにより、少年が非行や犯罪を起こさないように少年の規範意識を向上させる施策に取り組みます。

(2)非行を起こした少年の立ち直りの支援

14歳以上の刑法犯少年に占める再犯者の割合をみると、平成30年は34.0%と、およそ3人に1人が再犯者となっている状況です。

そのため、関係機関と連携し、ボランティア活動や居場所づくりなどを通じて、非行を起こした少年の立ち直りを支援していきます。

4 防犯環境に配慮したまちづくり

犯罪は、周囲からの見通しが悪く、死角ができる場所で発生しやすいと考えられます。福岡市では、平成26年3月に道路、公園、駐輪場・駐車場、住宅、学校等について、防犯に配慮した環境整備を推進するため、構造、設備等に関する「防犯環境設計指針」を策定しています。

この指針では、

○周囲からの見通しの確保

周囲からの見通しを確保し、多くの人の目が自然に届くようにすることにより、犯罪企図者(犯罪を起こそうとする者)が近づきにくい環境を確保する

○領域性の強化

住民等が「我々のまち」であるという帰属意識を持ち、施設等の維持管理などを行うなど、領域を明確にして犯罪を起こそうとする者が侵入しにくい環境をつくる

○犯罪企図者の接近の抑止

犯罪企図者が被害対象者(物)に接近することを妨げることにより、犯罪の機会を減少させる

○被害対象の強化

犯罪企図者が施設等に侵入できない、又は侵入に時間を要する窓や扉にすることにより、被害を回避する

といった基本原則により、防犯上配慮すべき事項を定めています。

しかし、市民や事業者等に対し、指針の周知が十分に図られていない面も見受けられます。

そのため、この指針を踏まえ、本市の公共施設等の整備及び管理に努めるとともに、市民や事業者等に対しても本指針の活用について、一層の周知を図ることにより、防犯環境に配慮したまちづくりを推進していきます。

5 社会環境の変化に伴う新たな課題

福岡市では、2025年には高齢化率が24.8%になると推計されており、高齢者を狙った犯罪が増加し、さらに多様化していくことが考えられます。また、出入国管理法改正に伴い、外国人の居住者が増加することが考えられます。

超高齢社会に突入し、今後さらなる国際化を見据え、関連する防犯施策の充実を図っていきます。

さらに、国の施策として新たに地方公共団体が責務を有するとされた犯罪被害者等の支援の充実や、再犯防止の推進など、本プランに係る施策の推進にあたっては、これらの施策と連携・連動しながら進めていきます。

6 関係機関との連携

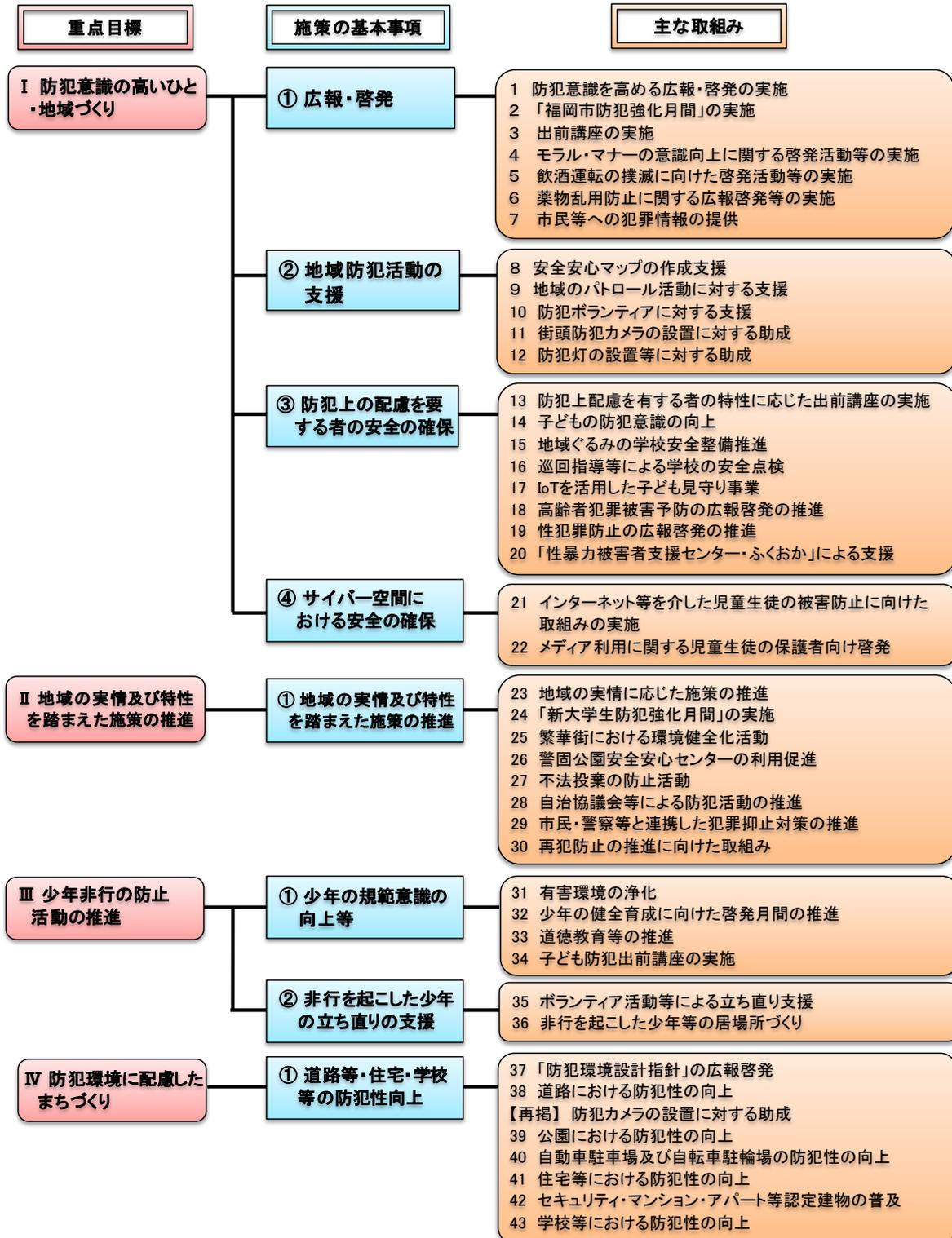
本プランの推進にあたっては、地域団体や事業者、学校、警察などの関係機関との連携を強め、実効性のある取組みを進めていきます。

また、「推進本部」においては、関係機関との連携のもと、プランの進捗状況の管理を行い、犯罪のない安全で住みよいまちづくりの実現を目指します。

第4章 具体的な取組み

1 プランの体系

このプランでは、防犯上の重点目標ごとに施策の基本事項を整理し、重点的に取り組む事項を規定します。



2 取組み目標

「犯罪のない安全で住みよいまちづくりの実現」に向けて、重点目標毎に取組みの目標を設定します。

区 分	項 目	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和6年度)
【重点目標Ⅰ】 防犯意識の高い ひと・地域づくり	●「福岡市 LINE 公式アカウント」 防犯・交通安全カテゴリ登録者数(延人数)	11,285 人 (R1.10.1 時点)	30,000 人
	●地域防犯パトロールカーの導入校区・地区数	104 校区・地区	120 校区・地区
	●補助により設置した街頭防犯カメラ設置 校区・地区数(累計)	82 校区・地区	105 校区・地区
	●高齢者を対象とした出前講座の回数・受講者数	157 回 5,853 人 (H26～30 年度延数)	170 回 6,340 人 (R2～6 年度延数)
	●性犯罪被害防止出前講座の回数・受講者数	199 回 14,546 人 (H26～30 年度延数)	220 回 16,080 人 (R2～6 年度延数)
【重点目標Ⅱ】 地域の実情及び 特性を踏まえた 施策の推進	●自転車・オートバイの盗難発生件数	5,071 件／年	2,800 件／年
【重点目標Ⅲ】 少年非行の 防止活動の推進	●子ども防犯出前塾の回数・受講者数	233 回 17,224 人 (H26～30 年度延数)	255 回 18,850 人 (R2～6 年度延数)
	●若者ぷらっとホームサポート事業補助金 交付団体数(累計)	13 団体	23 団体
【重点目標Ⅳ】 防犯環境に配慮 したまちづくり	●市内の防犯カメラ設置数 (市が公共の場所に設置したもの及び 補助により地域が設置したものの合計)	958 台	1,800 台

3 具体的な取組み

目標 I 防犯意識の高いひと・地域づくり

施策① 広報・啓発

【施策体系】

〈重点目標〉

**I 防犯意識の高いひと
・地域づくり**

〈施策の基本事項〉

① 広報・啓発

〈具体的な取組み〉

- 1 防犯意識を高める広報・啓発の実施
- 2 「福岡市防犯強化月間」の実施
- 3 出前講座の実施
- 4 モラル・マナーの意識向上に関する啓発活動等の実施
- 5 飲酒運転の撲滅に向けた啓発活動等の実施
- 6 薬物乱用防止に関する広報啓発等の実施
- 7 市民等への犯罪情報の提供

【主な取組み】

1	防犯意識を高める広報・啓発の実施
取組み内容	市政だよりやホームページ、チラシなど様々な媒体を活用した防犯啓発や地域防犯活動の取組み紹介など市民の防犯意識の向上を図るための広報啓発を行うとともに、地域、警察、事業者等と連携し、効果的な広報の検討に努めます。
関係局	市民局、区役所
2	「福岡市防犯強化月間」の実施
取組み内容	地域や家庭、学校、職場において市民が防犯について考え行動したり、地域や事業所において自ら防犯活動に参加するきっかけとするため、毎年8月を「福岡市防犯強化月間」と定め、防犯に関する広報啓発を集中的に行います。
関係局	市民局、区役所
3	出前講座の実施
取組み内容	警察官OBが、受講希望団体の要望に応じて学校や公民館などに出向き、ひったくり・住宅侵入窃盗などの身近な犯罪に対する対処方法や自主防犯活動のポイントの防犯対策、悪質商法の対処方法やクーリングオフの方法など消費者被害防止のための出前講座を行います。
関係局	市民局
4	モラル・マナーの意識向上に関する啓発活動等の実施
取組み内容	ルールが守られ、人にやさしい安全なまちづくりを進めるため、市民・地域団体・NPO・事業者と連携し、それぞれの責務を自覚し相互に協力しながら市民のモラル・マナー向上に向けた広報啓発を行います。 また、警察や地域などの関係団体と連携し、自転車の安全利用の促進や、歩行喫煙・放置自転車の禁止、不法投棄の防止、屋外広告物掲出の適正化などを行います。
関係局	市民局、こども未来局、保健福祉局、環境局、住宅都市局、道路下水道局、交通局、区役所

5	飲酒運転の撲滅に向けた啓発活動等の実施
取組み内容	地域や市民団体, NPO, 事業者, 行政, 警察などと連携し, 各種キャンペーンの実施や, 「飲酒運転撲滅宣言の店」の登録拡大, 様々な媒体を活用した広報啓発を行うことなどにより, 飲酒運転撲滅の気運を一層高め, 飲酒運転の撲滅(ゼロ)を目指します。
関係局	市民局, 区役所

6	薬物乱用防止に関する広報啓発等の実施
取組み内容	大麻を含む薬物乱用問題の広がりや深刻な社会問題となっていることから, 関係団体と共同して, 広く市民に対し, 薬物乱用防止に関する啓発活動等を行います。 また, 各小・中・高等学校においても, 薬物乱用防止教育の充実を図ります。
関係局	市民局, こども未来局, 保健福祉局, 区役所, 教育委員会

7	市民等への犯罪情報の提供 【拡充】
取組み内容	地域における犯罪情報や不審者情報などについて, 警察が発信する「ふっけい安心メール」の情報を「福岡市LINE公式アカウント」より配信し, 市民への即時的な情報提供を行います。また, 防犯緊急事案が発生した場合には, 関係機関と連携し, 地域への迅速な情報提供に努めます。
関係局	市民局, 区役所

施策② 地域防犯活動の支援

【施策体系】

〈重点目標〉

I 防犯意識の高いひと
・地域づくり

〈施策の基本事項〉

② 地域防犯活動の支援

〈具体的な取組み〉

- 8 安全安心マップの作成支援
- 9 地域のパトロール活動に対する支援
- 10 防犯ボランティアに対する支援
- 11 街頭防犯カメラの設置に対する助成
- 12 防犯灯の設置等に対する助成

【主な取組み】

8	安全安心マップの作成支援
取組み内容	自治協議会等による安全安心マップの作成を支援し、市民が校区内における危険箇所を認識するなど市民の防犯意識を高めるとともに、地域がパトロールにあたって活用するなど防犯活動の促進を図ります。
関係局	区役所
9	地域のパトロール活動に対する支援
取組み内容	自治協議会等に対する庁用軽自動車の無償譲渡や、地域防犯パトロールカーに対するガソリン代、車検費用等を助成することにより、地域におけるパトロール活動の促進を図ります。
関係局	市民局
10	防犯ボランティアに対する支援
取組み内容	防犯ボランティア団体が自主的に行う落書き消し活動について支援を行います。 また、防犯ボランティア団体の新たな活動を促進するため、防犯活動を助成する県制度の活用を支援します。
関係局	市民局、区役所
11	街頭防犯カメラの設置に対する助成
取組み内容	街頭防犯カメラは犯罪の抑止効果や犯罪発生時における犯人の特定及び検挙に効果があることから自治会・町内会等による設置に対して助成を行うことで、防犯環境に配慮したまちづくりの推進を図ります。
関係局	市民局
12	防犯灯の設置等に対する助成
取組み内容	道路上における各種犯罪を防止するため防犯灯の設置及び維持管理に要する費用や、暗闇をつくりにくい道路環境を整備するため防犯灯のLED化に要する費用について、自治会・町内会等に対して助成を行い、防犯環境に配慮したまちづくりの推進を図ります。
関係局	道路下水道局

施策③ 防犯上の配慮を要する者の安全の確保

【施策体系】

〈重点目標〉

〈施策の基本事項〉

〈具体的な取組み〉

I 防犯意識の高いひと
・地域づくり

③ 防犯上の配慮を要する者の安全の確保

- 13 防犯上配慮を有する者の特性に応じた出前講座の実施
- 14 子どもの防犯意識の向上
- 15 地域ぐるみの学校安全整備推進
- 16 巡回指導等による学校の安全点検
- 17 IoTを活用した子ども見守り事業
- 18 高齢者犯罪被害予防の広報啓発の推進
- 19 性犯罪防止の広報啓発の推進
- 20 「性暴力被害者支援センター・ふくおか」による支援

【主な取組み】

13	防犯上配慮を有する者の特性に応じた出前講座の実施
取組み内容	特に防犯上の配慮を要する「子ども」「高齢者」「女性」の特性に応じた防犯対策についての出前講座を行います。
関係局	市民局
14	子どもの防犯意識の向上
取組み内容	子どもが犯罪から身を守るためのセーフティプランを作成して、子どもだけでなく保護者や指導者を含めた防犯力の育成を図ります。 また、学校が作成する安全マップに地域の「こども110番の家」を記載するなど、子どもや保護者に対し周知を図ります。
関係局	市民局, 教育委員会
15	地域ぐるみの学校安全整備推進
取組み内容	保護者や地域と連携して、学校や通学路の巡回・警備などの活動を行うスクールガードを募り、地域ぐるみで防犯に取り組む体制を整備するとともに、通学路交通安全対策プログラムに基づく、交通・防犯の視点での危険箇所点検・改善を行うなど、登下校時における子どもたちの安全確保を図ります。 また、スクールガードを養成するための講習会を行います。
関係局	教育委員会
16	巡回指導等による学校の安全点検
取組み内容	警備会社等の防犯の専門家をスクールガード・リーダー(地域学校安全指導員)として委嘱し、教職員やスクールガードの指導や専門的視点からの安全点検等を実施するために定期的に学校を巡回し、学校安全に関する指導と評価を行います。 また、保護者や地域の方の参画、協働による取組みとして防犯・安全教室を行います。
関係局	教育委員会
17	IoTを活用した子ども見守り事業 【新規】
取組み内容	保護者、地域住民、企業等の協力のもと、IoTを活用した子どもの見守りのネットワークを構築し、社会全体で子どもの見守りを強化します。
関係局	市民局

18	高齢者犯罪被害予防の広報啓発の推進
取組み内容	ニセ電話詐欺やひったくりなどの高齢者が被害に遭いやすい犯罪や消費者被害について、地域でも課題となっていることから被害に遭わないための広報啓発を行います。 また、警察と連携し、地域包括支援センターや民生委員に対して、高齢者が犯罪等の被害に遭わないための情報提供を行います。
関係局	市民局, 保健福祉局, 区役所

19	性犯罪防止の広報啓発の推進
取組み内容	犯罪が発生しにくい社会環境を構築し、子ども・女性の犯罪被害撲滅を図ることを目的に事業者及び関係機関・団体が連携した組織「子ども・女性安全安心ネットワークふくおか」(通称コスモネットワーク)と連携し、女性を性犯罪の被害から守るための広報啓発を行います。 また、特に被害に遭いやすい若年層に対し、広く周知できる広報手段を検討し、犯罪に遭うのは被害者の責任といった誤解が生じないように配慮しながら、効果的な啓発に努めます。
関係局	市民局, 区役所

20	「性暴力被害者支援センター・ふくおか」による支援 【新規】
取組み内容	24時間相談対応や病院・警察署などへの付き添いなど性暴力被害者支援センターによる被害者に寄り添った総合的な支援を行います。
関係局	市民局

施策④ サイバー空間における安全の確保

【施策体系】

〈重点目標〉

**I 防犯意識の高いひと
・地域づくり**

〈施策の基本事項〉

④ サイバー空間における安全の確保

〈具体的な取組み〉

- 21 インターネット等を介した児童生徒の被害防止に向けた取組みの実施
- 22 メディア利用に関する児童生徒の保護者向け啓発

【主な取組み】

21	インターネット等を介した児童生徒の被害防止に向けた取組みの実施
取組み内容	インターネットや携帯電話(スマートフォンなど)を介した児童生徒の被害を未然に防止するため、情報や機器の正しい利用や危険性の認識などについて、児童生徒への指導や保護者に対する啓発活動を行います。 また、学校非公式サイト等の問題のある書き込み等の監視・検索を行います。
関係局	教育委員会

22	メディア利用に関する児童生徒の保護者向け啓発
取組み内容	小・中学校の入学説明会や保護者説明会など保護者が多く集まる機会を活用し、子どものメディア利用に関する啓発を行います。
関係局	教育委員会

目標Ⅱ 地域の実情及び特性を踏まえた施策の推進

施策① 地域の実情及び特性を踏まえた施策の推進

【施策体系】

〈重点目標〉

Ⅱ 地域の実情及び特性を踏まえた施策の推進

〈施策の基本事項〉

① 地域の実情及び特性を踏まえた施策の推進

〈具体的な取組み〉

- 23 地域の実情に応じた施策の推進
- 24 「新大学生防犯強化月間」の実施
- 25 繁華街における環境健全化活動
- 26 警固公園安全安心センターの利用促進
- 27 不法投棄の防止活動
- 28 自治協議会等による防犯活動の推進
- 29 市民・警察等と連携した犯罪抑止対策の推進
- 30 再犯防止の推進に向けた取組み

【主な取組み】

23	地域の実情に応じた施策の推進
取組み内容	各区役所においては、それぞれの区の実情に応じ、地域や警察、防犯団体等とも連携を図りながら、地域防犯活動に関する研修会の実施(博多区他)や、地域、企業、学校、中央警察署と連携した「中央区犯罪の起きにくいまちづくり総合対策(NCC)」活動(中央区)など、区の実情に応じた取組みを行います。
関係局	区役所, 市民局

24	「新大学生防犯強化月間」の実施
取組み内容	毎年4月～5月を「新大学生防犯強化月間」と定め、大学等と連携し、特に新入生等を対象に自転車やオートバイの盗難や、性犯罪被害、薬物乱用の防止などの広報啓発を集中的に行います。
関係局	市民局

25	繁華街における環境健全化活動 【拡充】
取組み内容	繁華街における、犯罪の未然防止を図るため、福岡市や警察、事業者等で構成された「中洲地区安全安心まちづくり協議会」において、中洲地区におけるパトロール活動などの各種防犯施策を行います。 また、博多駅や天神・大名周辺における悪質な客引き行為等の根絶に向け、地元協議会や警察と協力して防犯カメラの活用方策を検討するなど各種対策を行います。
関係局	市民局, 博多区, 中央区

26	警固公園安全安心センターの利用促進
取組み内容	犯罪の多い天神地区における安全安心まちづくり活動を支援する施設として、安全安心まちづくりに関する相談に対応するとともに、地域の防犯活動拠点としての利用を促進します。
関係局	市民局, 中央区

27	不法投棄の防止活動
取組み内容	職員・地域住民による監視パトロール活動や、監視カメラの設置、ごみの適正排出の指導、広報・啓発活動など、不法投棄の撲滅に向けた取組みを行います。
関係局	環境局, 農林水産局, 区役所

28	自治協議会等による防犯活動の推進
取組み内容	自治協議会等が主体的に行う子どもや高齢者を対象とした防犯活動に対し、防犯活動用品や啓発物等の提供を行うなど、地域における防犯活動の促進を図ります。
関係局	市民局, 区役所, 道路下水道局, 保健福祉局

29	市民・警察等と連携した犯罪抑止対策の推進 【新規】
取組み内容	市民, 事業者, 警察, 行政の連携による新たな防犯方策を検討するなど, 効果的な犯罪の抑止や早期解決に取り組めます。
関係局	市民局

30	再犯防止の推進に向けた取組み 【新規】
取組み内容	保護司会等への活動支援などを行うとともに, 保護観察所や矯正管区などの関係機関と連携を図ることで, 再犯防止の推進に取り組めます。
関係局	市民局, こども未来局, 保健福祉局

目標Ⅲ 少年非行の防止活動の推進

施策① 少年の規範意識の向上等

【施策体系】

〈重点目標〉

〈施策の基本事項〉

〈具体的な取組み〉

Ⅲ 少年非行の防止活動
の推進

① 少年の規範意識
の向上等

- 31 有害環境の浄化
- 32 少年の健全育成に向けた啓発月間の推進
- 33 道徳教育等の推進
- 34 子ども防犯出前講座の実施

【主な取組み】

31	有害環境の浄化
取組み内容	各校区に少年愛護パトロール員を委嘱し、定期的なパトロール活動を実施することや、小・中学生が利用する機会が多い店舗を「青少年を見守る店」として指定するなど、青少年の見守り活動を促進します。また、店舗における有害図書類の陳列方法指導などの立ち入り調査や、カラオケボックス等の設置についての必要な指導及び勧告、有害広告等の除去などを行います。
関係局	こども未来局, 住宅都市局, 区役所
32	少年の健全育成に向けた啓発月間の推進
取組み内容	毎年7月を「福岡市青少年の非行・被害防止強調月間」と定め、児童買春や児童ポルノの犯罪被害防止等に関する広報・啓発を行うとともに、毎年11月を「福岡市子ども・若者育成支援強調月間」と定め、子ども・若者が主体的に活動していくことができるような広報啓発を行います。
関係局	こども未来局, 区役所
33	道徳教育等の推進
取組み内容	小・中学校において、地域行事やボランティア活動などの体験活動を通して、児童生徒の思いやりの心などを高めるような道徳教育を行います。 また、子ども達のモラル・マナーや防犯意識の向上を図るため小・中学生により構成された防犯組織の活動を支援します。
関係局	市民局, 教育委員会
34	子ども防犯出前講座の実施
取組み内容	主に小学生を対象として、非行防止に関する講話や、「健やかカルタ」などの体験活動による出前講座を行い、子どもの防犯意識や規範意識の向上を図ります。
関係局	市民局

施策② 非行を起こした少年の立ち直りの支援

【施策体系】

〈重点目標〉

Ⅲ 少年非行の防止活動の推進

〈施策の基本事項〉

② 非行を起こした少年の立ち直りの支援

〈具体的な取組み〉

35 ボランティア活動等による立ち直り支援
36 非行を起こした少年等の居場所づくり

【主な取組み】

35	ボランティア活動等による立ち直り支援
取組み内容	非行や引きこもりなど困難を有する少年等が支援団体とともに農業体験や就労に向けての勉強会を行い、立ち直りに向けて第一歩を踏み出す機会を創出します。
関係局	こども未来局
36	非行を起こした少年等の居場所づくり
取組み内容	中高生を中心とした若者が気軽に立ち寄り自由な時間を過ごすことができる居場所として「フリースペースてい〜んず」を運営するとともに、地域における居場所づくりの支援を行います。 また、遊び・非行型不登校の児童生徒に対して、体験活動やカウンセリングなどを実施することなどで、立ち直り支援を行います。
関係局	こども未来局, 教育委員会

目標Ⅳ 防犯環境に配慮したまちづくり

施策① 道路等・住宅・学校等の防犯性向上

【施策体系】

〈重点目標〉

Ⅳ 防犯環境に配慮した
まちづくり

〈施策の基本事項〉

① 道路等・住宅・
学校等の防犯性向上

〈具体的な取組み〉

- 37 「防犯環境設計指針」の広報啓発
- 38 道路における防犯性の向上
【再掲】 防犯カメラの設置に対する助成
- 39 公園における防犯性の向上
- 40 自動車駐車場及び自転車駐輪場の防犯性の向上
- 41 住宅等における防犯性の向上
- 42 セキュリティ・マンション・アパート等認定建物の普及
- 43 学校等における防犯性の向上

【主な取組み】

37	「防犯環境設計指針」の広報啓発 【拡充】
取組み内容	道路、公園、駐輪場・駐車場、住宅、学校等の構造、設備等について防犯に配慮した事項を示した「防犯環境設計指針」について、市民や事業者へ広報啓発を行い、道路等における効果的な防犯環境の形成促進を図ります。
関係局	市民局、住宅都市局、道路下水道局、教育委員会

38	道路における防犯性の向上
取組み内容	道路構造、沿道状況、交通安全の観点等を勘案して、必要に応じ歩行者と車両の分離を行うことや、「防犯灯の設置等に対する助成」(主な取組み12)等により道路上の照度を確保することなど犯罪の防止に配慮した道路の整備及び管理に努めます。
関係局	道路下水道局、港湾空港局

【再掲】	街頭防犯カメラの設置に対する助成
取組み内容	街頭防犯カメラは犯罪の抑止効果や犯罪発生時における犯人の特定及び検挙に効果があることから自治会・町内会等による設置に対して助成を行うことで、防犯環境に配慮したまちづくりの推進を図ります。
関係局	市民局

39	公園における防犯性の向上
取組み内容	樹種の選定、配置、剪定等により周囲からの見通しを確保することや、夜間の通行又は利用が想定される場所における必要な照度を確保することなど犯罪の防止に配慮した公園の整備及び管理に努めます。
関係局	住宅都市局、港湾空港局

40	自動車駐車場及び自転車駐車場の防犯性の向上
取組み内容	格子又はメッシュ状の柵による周囲からの区分などにより、見通しの確保や犯罪企図者の接近の制御を図ることなど犯罪の防止に配慮した自動車駐車場及び自転車駐車場の施設整備及び管理に努めるとともに、利用者等に対する車両等の施錠、貴重品の放置防止等の注意喚起に努めます。
関係局	市民局, 道路下水道局, 施設所管局

41	住宅等における防犯性の向上
取組み内容	「住まいづくりの手引き」等、住まいに関する情報手引きなどに防犯対策について記載するとともに、関係団体と連携し、防犯に効果的な事例の紹介等を行います。
関係局	市民局, 住宅都市局

42	セキュリティ・マンション・アパート等認定建物の普及
取組み内容	NPO法人福岡県防犯設備士協会が認定した防犯性の高いセキュリティ・マンション・アパートやセキュリティ・ホームなど防犯性の高い建物の普及に向けた広報啓発に努めます。
関係局	市民局

43	学校等における防犯性の向上
取組み内容	柵等による敷地の区分や、防犯カメラの設置などにより不審者の侵入防止を図ることや、通報システムの設置により緊急時の連絡の迅速化を図ることなど犯罪の防止に配慮した学校等の整備及び管理に努めます。
関係局	こども未来局, 教育委員会

參考資料

福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例の制定について

1 条例制定の経緯

福岡市内の刑法犯認知件数は、平成14年の57,578件をピークに減少し、平成25年は23,399件とピーク時と比較して約6割減少していました。一方、人口千人当たりの件数では、20政令指定都市中ワースト上位で推移し、罪種別では窃盗犯が約8割と大半を占め、オートバイ盗、自転車盗、住宅侵入窃盗など市民生活に身近な犯罪が多発している状況にありました。

そのような福岡市の犯罪情勢及び防犯上の重点課題を踏まえ、平成24年度より、社会全体で防犯のまちづくりを総合的かつ効果的に推進するために必要な事項を定める条例の検討に着手し、「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例（以下『条例』という。）」を、平成26年4月1日より施行しています。

2 条例の概要

条例では、**犯罪のない安全で住みよいまちづくりの実現**に関し、以下のような基本理念を定めています。

○ 基本理念

防犯のまちづくりは、次に掲げる基本理念に基づき行うものとする。

- ・市民、地域団体及び事業者（以下「市民等」という。）は、自らの安全は自らで守り、地域の安全は地域で守るという防犯意識のもとに、地域防犯活動に主体的に取り組み、地域社会の絆の強化を図ること。
- ・市は、関係機関との連携のもと、市民等が行う地域防犯活動の促進を始めとした防犯施策を推進すること。

また、この基本理念に基づき、市民、地域団体、事業者の役割、市の責務を定め、防犯のまちづくりを総合的・効果的に行うための推進本部の設置及び推進計画の策定を行ない、市の施策の基本的な事項を定めています。

○ 市民の役割

市民は、防犯のまちづくりについて理解を深め、日常生活において、自らの安全を確保するとともに、地域防犯活動に参加するよう努める。

○ 地域団体の役割

地域団体は、市民の防犯意識の高揚に努める等地域防犯活動に積極的に取り組むとともに、当該地域における地域社会の絆の強化を図るよう努める。

○ 事業者の役割

事業者は、その事業を行うに当たっては、従業員及び顧客等が犯罪の被害を受けないようにするための措置を講じるとともに、地域社会を構成する一員として地域防犯活動を推進するよう努める。

○ 市の責務

市は、市民等及び関係機関との連携のもと、防犯のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための体制を整備し、防犯施策を実施する。

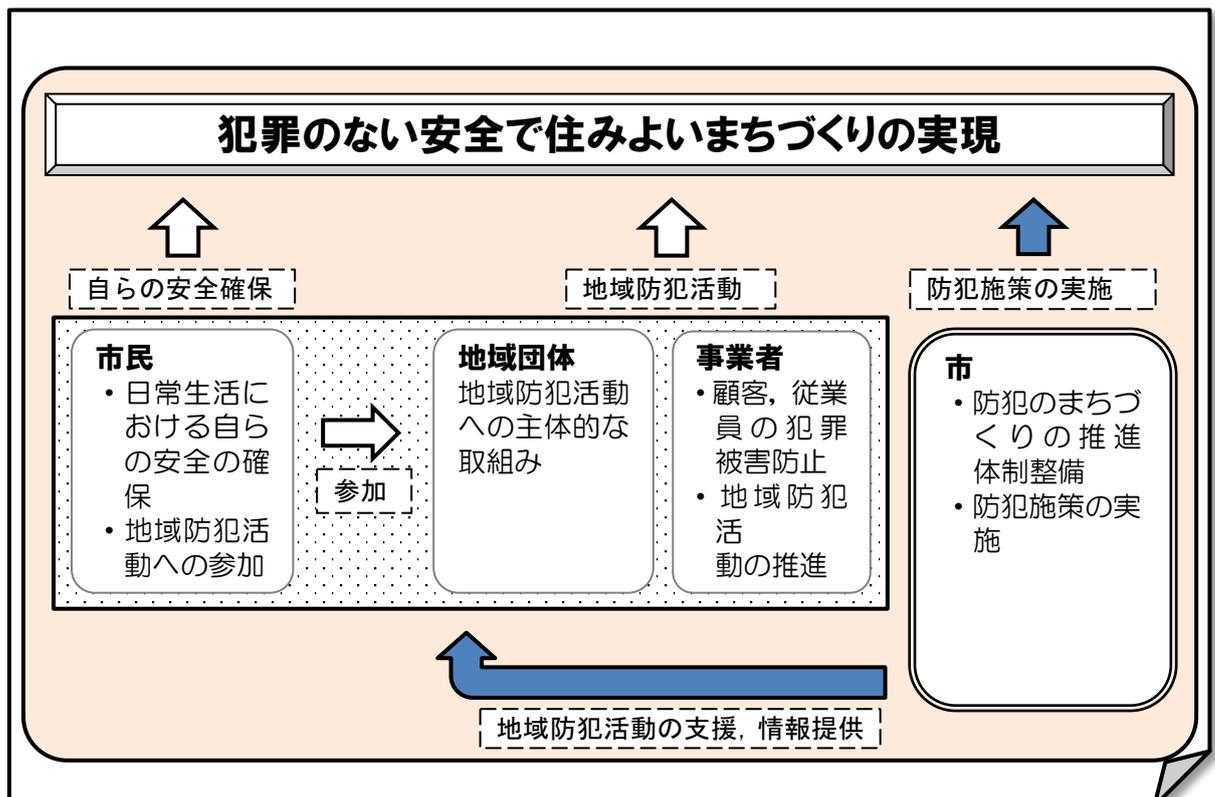
○ 推進本部・推進計画

防犯のまちづくりを総合的・計画的に推進するため、「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進本部」を設置する。

推進本部は、推進計画（「福岡市防犯のまちづくり推進プラン」）を策定し、進捗状況を管理する。

○ 市の施策の基本的な事項

- ・ 広報・啓発の実施
- ・ 地域防犯活動の支援
- ・ 防犯上の配慮を要する者の安全の確保
- ・ サイバー空間における安全の確保
- ・ 地域の実情及び特性を踏まえた当該地域に必要な防犯施策の推進
- ・ 少年の規範意識の向上等に関する施策の実施
- ・ 非行を起こした少年の立ち直りの支援
- ・ 道路等（道路，公園，駐車場，駐輪場），住宅，学校等について犯罪の防止に配慮した構造，設備等に関する防犯環境設計指針の策定・公表の実施



3 条例制定までの経緯と制定に伴うプランの策定

福岡市内の刑法犯認知件数は、平成14年の57,578件をピークに減少傾向にありましたが、人口千人当たりの当該件数では、政令指定都市中ワースト上位で推移してきたことを踏まえ、平成18年2月に、地域や事業者、警察、市及び関係機関・団体との連携を図り、防犯に関する取組みを総合的かつ効果的に推進するため、「犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進本部（以下『推進本部』という。）」を設置しました。

平成19年2月には、施策の基本的方向性を示し、達成すべき目標を定めた「犯罪のない安全で住みよいまちづくり活動プラン（平成19～23年度）」を策定するとともに、毎年度、推進本部において行動プランを策定しました。

平成24年度には5カ年の防犯施策の取組みを定めた福岡市の防犯に関する基本的な計画「福岡市防犯のまちづくり推進プラン（平成24～28年度）」を策定しました。

平成26年4月1日の条例の施行に伴い、条例に基づく「推進計画」として、平成27年度に「福岡市防犯のまちづくり推進プラン（平成27～31年度）」を策定しました。

以降、条例に定める基本理念に基づき、犯罪のない安全で住みよいまちづくりの実現に向けた具体的な施策を推進してきました。

福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例

平成 25 年 12 月 26 日

条例第 65 号

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪のない安全で住みよいまちづくりの実現に関し、基本理念を定め、市民、地域団体及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、より多くの市民等の参加又は参画を得た地域防犯活動の活性化を図り、もって市民生活の安全の確保及び市民の安心感の醸成に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 地域団体 町内会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体及び地域における犯罪のない安全で住みよいまちづくり（以下「防犯のまちづくり」という。）に関する活動（以下「地域防犯活動」という。）を行う NPO、ボランティア団体その他の団体をいう。
- (3) 事業者 事業を行う法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。
- (4) 関係機関 防犯のまちづくりに関する施策（以下「防犯施策」という。）を実施する国及び地方公共団体の機関をいう。
- (5) 学校等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する幼稚園、小学校、中学校及び高等学校並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設その他これらに類するものをいう。
- (6) 少年 少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 2 条第 1 項に規定する少年をいう。

(基本理念)

第 3 条 防犯のまちづくりは、次に掲げる基本理念に基づき行うものとする。

- (1) 市民、地域団体及び事業者（以下「市民等」という。）は、自らの安全は自らで守り、地域の安全は地域で守るという防犯意識のもとに、地域防犯活動に主体的に取り組み、地域社会の絆の強化を図ること。
- (2) 市は、関係機関との連携のもと、市民等が行う地域防犯活動の促進を始めとした防犯施策を推進すること。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、防犯のまちづくりについて理解を深め、日常生活において、自らの安全を確保するとともに、地域防犯活動に参加するよう努めるものとする。

(地域団体の役割)

第 5 条 地域団体は、市民の防犯意識の高揚に努める等地域防犯活動に積極的に取り

組むとともに、当該地域における地域社会の絆の強化を図るよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業を行うに当たっては、従業員及び顧客等が犯罪の被害を受けないようにするための措置を講じるとともに、地域社会を構成する一員として地域防犯活動を推進するよう努めるものとする。

(市の責務)

第7条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、市民等及び関係機関との連携のもと、防犯のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための体制を整備し、防犯施策を実施するものとする。

(推進本部)

第8条 市は、市民等及び関係機関との連携のもと、防犯のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進本部（以下「推進本部」という。）を設置するものとする。

(推進計画)

第9条 推進本部は、防犯のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進本部は、推進計画を策定し、又は変更するに当たっては、市民等の意見を聴くとともに、当該推進計画の策定等について公表するものとする。

3 推進本部は、推進計画に基づく防犯のまちづくりの進捗状況を管理し、当該進捗状況を公表するものとする。

(広報及び啓発)

第10条 市は、市民が防犯のまちづくりについて理解を深め、並びに地域団体及び事業者が行う地域防犯活動の積極的な取組みを促進するため、広報及び啓発を行うものとする。

(地域防犯活動の支援)

第11条 市は、市民等が地域の実情及び特性に応じた地域防犯活動に取り組むことができるよう、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

(防犯上の配慮を要する者の安全の確保)

第12条 市は、市民等及び関係機関との連携のもと、子ども、高齢者その他特に防犯上の配慮を要する者が犯罪の被害を受けないようにするための情報の提供、啓発その他必要な措置を講じるものとする。

(サイバー空間における安全の確保)

第13条 市は、学校等を設置し、又は管理する者（以下「学校等設置管理者」という。）及び事業者並びに関係機関との緊密な連携のもと、児童及び生徒に対する情報モラル教育（情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方及び態度を身に

付けさせる教育をいう。)を行うとともに、市民がサイバー空間(情報通信技術を用いて情報がやりとりされるインターネットその他の仮想的な空間をいう。)を利用して行われる犯罪の被害を受けないようにするための広報及び啓発を行うものとする。

(地域の実情及び特性を踏まえた施策の推進)

第14条 市は、市民等及び関係機関との連携のもと、地域の実情及び特性を踏まえ、当該地域に必要な防犯施策を推進するものとする。

(少年の規範意識の向上等)

第15条 市は、少年の非行を生まない社会の実現に向け、学校等設置管理者、少年の保護者を始めとした市民及び地域団体並びに関係機関との緊密な連携のもと、少年の規範意識の向上及び非行の防止を図るための措置を講じるものとする。

(非行を起こした少年の立ち直りの支援)

第16条 市は、学校等設置管理者、少年の保護者を始めとした市民及び地域団体並びに関係機関との緊密な連携のもと、非行を起こした少年の立ち直りについて支援するものとする。

(道路等における犯罪の防止)

第17条 市長は、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場(以下「道路等」という。)について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

2 道路等を設置し、又は管理する者は、前項の指針を踏まえ必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(住宅における犯罪の防止)

第18条 市長は、住宅(共同住宅を含む。以下同じ。)について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

2 住宅の建築主、住宅を設計し、建築し、又は供給する事業者及び住宅を所有し、又は管理する者(以下「建築主等」という。)は、前項の指針を踏まえ必要な措置を講じるよう努めるものとする。

3 市は、建築主等に対し、当該住宅の防犯性の向上のための情報の提供その他必要な措置を講じるものとする。

(学校等における犯罪の防止)

第19条 市長及び教育委員会は、共同して、学校等における乳児、幼児、児童及び生徒が犯罪による被害を受けないようにするための学校等の施設の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

2 学校等設置管理者は、前項の指針を踏まえ必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(指針の公表)

第 20 条 市長及び教育委員会は、第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項及び前条第 1 項の指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条の規定は、公布の日から施行する。

(人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例の一部改正)

2 人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例（平成 14 年福岡市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「ほか」の次に「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例（平成 25 年福岡市条例第 65 号）」を加える。

「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進本部」設置要綱

(設置及び目的)

第1条 福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例（平成25年福岡市条例第65号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、市民、地域団体、事業者及び関係機関との連携のもと、福岡市における犯罪のない安全で住みよいまちづくり（以下「防犯のまちづくり」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例第9条の規定に基づく防犯のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）の策定及び変更、並びに進捗状況の管理等に関すること。
- (2) その他、前条の目的達成のため、本部長が必要と認める事業に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長および委員をもって構成する。

- 2 本部長は、福岡市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、福岡市議会議長、自治協議会会長代表、福岡県警察本部生活安全部長、及び福岡市副市長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理する。

- 2 本部長に事故ある時は、あらかじめその指名する副本部長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長はその議長となる。

- 2 本部長が必要と認めるときは、委員以外のものに会議への出席を求めることができる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き議事を決することができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、本部の円滑な運営を図るために必要な事項について調査協議する。
- 3 幹事会には幹事長、副幹事長及び幹事を置く。
- 4 幹事長は市民局生活安全部長をもって充てる。
- 5 副幹事長は福岡県警察本部犯罪抑止対策室長をもって充てる。
- 6 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

- 7 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長はその議長となる。
- 8 幹事長が必要と認めるときは、幹事以外のものに会議への出席を求めることができる。
- 9 幹事会の会議は幹事の半数以上が出席しなければ、会議を開き議事を決することができない。
- 10 会議の議事は、出席幹事の過半数で決し、可否同数の時は、幹事長の決するところによる。

(事務局)

第7条 推進本部の事務局は、市民局生活安全部に置く。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月 3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月 3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月10日から施行する。

※別表第1及び第2については記載省略

犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例（平成25年福岡市条例第65号）第17条第1項の規定に基づき、道路（注1）、公園（注2）、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）の整備及び管理に当たり防犯上配慮すべき事項を示すことにより、道路等における犯罪の防止を図ることを目的とする。

2 防犯の基本原則

道路等で発生する犯罪を防止するため、次の基本原則に基づき防犯性の向上について配慮し、道路等の計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

(1) 周囲からの見通しの確保（監視性の確保）

多くの人の目（視線）を自然な形で確保することにより、犯罪企図者（注3）が近づきにくい環境を確保する。

(2) まちに対する住民等の帰属意識・共同意識の向上（領域性の強化）

住民等が「我々のまち」であるという強い意識を持ち、強固なコミュニティを形成し、施設等の維持管理や防犯活動を活発化するよう配慮し、犯罪の起きにくい領域を確保する。

(3) 犯罪企図者の接近の抑止（接近の制御）

犯罪企図者が被害対象者・対象物に接近することを妨げることにより、犯罪の機会を減少させる。

3 基本的な考え方

(1) 指針の適用

この指針は、道路等を設置し、又は管理する者に対し、道路等の整備及び管理に当たり防犯上配慮すべき事項を示し、住民による維持管理や防犯活動を踏まえた取組を促すものである。

指針の適用に当たっては、関係法令を遵守のうえ、犯罪の発生状況、計画上の制約、管理体制の整備状況、施設の利用状況、住民の要望等に配慮するものとし、全ての場合において一律に適用するものではない。

(2) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 配慮すべき事項

1 道路の構造、設備等

(1) 歩行者と車両の分離

道路の整備に当たっては、道路構造、沿道状況、交通安全の観点等を勘案して、必要に応じ、縁石等により歩行者と車両を分離すること。

(2) 照明設備

ア 道路構造、沿道状況等を勘案するとともに、周辺への光害にも注意しつつ、照明設備により、夜間において人の行動を視認できるおおむね3ルクス以上の平均水平面照度（注4）を確保すること。

イ 照明設備が樹木に覆われ、又は汚損して照度が低下することがないように、適宜点検すること。

(3) 地下道等

ア 外部からの見通しの悪い地下道等は、照明設備により、通行人等の安全を確保するために必要な照度（注5）を確保するとともに、必要に応じ防犯ベル（注6）、防犯カメラ（注7）等の防犯設備の設置について配慮すること。

イ 地下道等に設置した防犯設備については、地域住民等と連携し、通報訓練等を通じて、定期的に点検し、適切な整備を行うこと。ただし、当該防犯設備の設置・管理者が地下道等の管理者と異なる場合は、当該防犯設備の設置・管理者が管理することとする。

2 公園の構造、設備等

(1) 植栽

樹種の選定、配置、剪定等により、周囲からの見通しを確保すること。

(2) 遊具等

遊具その他の公園施設については、周囲からの見通しが確保できる位置に配置すること。

(3) 照明設備

ア 夜間の通行又は利用が想定される場所においては人の行動を視認できるよう、光害及び周辺環境等に配慮しつつ、おおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保すること。

イ 照明設備が樹木に覆われ、又は汚損して照度が低下することがないように、適宜点検すること。

(4) 便所

ア 便所については、周囲からの見通しが確保できる位置に配置すること。

イ 夜間に利用できる便所においては、建物の入口付近及び内部において、夜間においての人の顔、行動を明確に識別できるおおむね50ルクス以上の平均水平面照度を確保すること。

(5) 地域住民等との連携

公園の維持管理への住民参加などにより、日常から住民が関心を持つ公園とす

るとともに、公園の周辺における地域住民等による防犯カメラ等の防犯設備の設置を認めるなど、公園利用者の防犯対策に配慮すること。

(6) その他

ア 防犯設備については、汚損、損傷等により、その機能が低下することがないように、当該防犯設備の設置・管理者が定期的に点検すること。

3 自動車駐車場の構造、設備等

(1) 柵等による区分

ア 自動車駐車場の外周は、必要な広さを確保できる場合は、柵等により周囲と区分し、その設置に当たっては、メッシュ又は格子状のものを取り付けるなど、外部からの見通しができる構造とすること。

イ 屋内に設置される自動車駐車場にあっては、地下に設置する場合を除き、可能な限り外部から見通すことができる開口部を確保すること。

(2) 照明設備

ア 一般公共の用に供する自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 m²以上の地下又は屋内の自動車駐車場においては、駐車のために供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上、それ以外の駐車場においては、夜間において人の行動を視認できるおおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保すること。ただし、当該自動車駐車場の供用時間外において、これらの照度の確保に代えて、門扉等による閉鎖その他の防犯対策を講ずる場合は、この限りでない。

イ 照明設備は、周辺への光害にも注意して配置するとともに、工作物、樹木等により照明設備が覆われ、又は照明設備の汚損等により、照明設備の照度が低下することのないよう配慮し、適宜点検すること。

(3) 防犯設備

ア 管理人等による監視が行き届かない場所については、必要に応じて防犯カメラ及び防犯ミラーを設置すること。

イ 管理人がいない場合は、施設の規模等の必要性に応じて、入場者を管理するための防犯カメラを設置すること。

ウ 防犯設備については、汚損、損傷等により、その機能が低下することがないように、定期的に点検すること。

(4) 利用者等に対する注意喚起

ア 利用者等に対して、車両等の施錠、車内における貴重品の放置防止等の注意喚起を行うこと。

イ 防犯施設を有している場合、出入口には、表示板等により、防犯設備を有している施設であることを表示すること。

4 自転車駐車場の構造、設備等

(1) 柵等による区分

ア 自転車駐車場の外周は、必要な広さを確保できる場合は、柵等により周囲と区分し、その設置に当たっては、メッシュ又は格子状のものを取り付けるなど、

外部からの見通しができる構造とすること。

イ 屋内に設置される自転車駐車場にあっては、地下に設置する場合を除き、可能な限り外部から見通すことができる構造とすること。

(2) 照明設備

ア 自転車の駐車の用に供する部分の面積が 500 m²以上の地下又は屋内の自転車駐車場においては、駐車の用に供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上、それ以外の自転車駐車場においては、夜間において人の行動を視認できるおおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保すること。ただし、当該自転車駐車場の供用時間外において、これらの照度の確保に代えて、門扉等による閉鎖その他の防犯対策を講ずる場合は、この限りでない。

イ 照明設備は、周辺への光害にも注意して配置するとともに、工作物、樹木等により照明設備が覆われ、又は照明設備の汚損等により、照明設備の照度が低下することのないよう配慮し、適宜点検すること。

(3) 防犯設備

ア 管理人等による監視が行き届かない場所については、必要に応じて防犯カメラを設置すること。

イ 管理人がいない場合は、施設の規模等の必要性に応じて、入場者を管理するための防犯カメラを設置すること。

ウ チェーン用バーラック（注8）、サイクルラック（注9）の設置により、盗難防止に努めること。

エ 防犯設備については、汚損、損傷等により、その機能が低下することがないように、定期的に点検すること。

(4) 利用者等に対する注意喚起

ア 利用者等に対して、車両等の施錠、貴重品の放置防止等の注意喚起を行うこと。

イ 防犯施設を有している場合、出入口には、表示板等により、防犯設備を有している施設であることを表示すること。

（注1）「道路」とは道路法に規定する道路その他これに類するものをいう。

（注2）「公園」とは都市公園法に規定する都市公園その他これに類するものをいう。

（注3）「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。

（注4）「平均水平面照度」とは、床面又は地面における平均照度をいう。

（注5）「通行人等の安全を確保するために必要な照度」とは、人の行動を視認できるおおむね3ルクス以上の平均水平面照度をいう。地下道の利用形態により、必要な照度は異なり、地下横断歩道の通路は、50ルクス以上必要とし、また、地下街の各構えに接する地下道の非常用の照明設備は、10ルクス以上必要とする。

（注6）「防犯ベル」とは、犯罪の発生のおそれがある場合等非常の場合におい

て、押しボタンを押すことによりベルが吹鳴する、赤色灯が点灯する等の機能を有する装置をいう。

(注7)「防犯カメラ」は、「福岡県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」等を踏まえ、プライバシーの保護に配慮して適正に運用すること。

(注8)「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒(バー)をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車やオートバイ等の盗難を防止することができる設備をいう。

(注9)「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので、1台ごとのスペースが明確に区分されているラックをいう。

附則

(施行期日)

この指針は、平成26年4月1日より施行する。

附則

(施行期日)

この指針は、令和2年4月1日より施行する。

犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例（平成25年福岡市条例第65号以下「条例」という。）第18条第1項の規定に基づき、住宅（一戸建ての住宅及び共同住宅（長屋を含む。）をいう。以下同じ）の防犯性を向上させるに当たり配慮すべき事項を示すことにより、防犯性の高い住宅の普及を図ることを目的とする。

2 防犯の基本原則

住宅における犯罪を防止するため、次の基本原則に基づき、住宅の周辺地域の状況、入居者属性、管理体制、時間帯による状況の変化等に応じて、住宅の防犯性の向上を図るものとする。

(1) 周囲からの見通しの確保（監視性の確保）

周囲及び住戸内からの見通しを確保し、屋外に住民の目が自然に届くような環境をつくることにより、犯罪企図者（注1）が近づきにくい環境を確保する。

(2) 居住者の共同意識の向上（領域性の強化）

居住者が帰属意識を高め、コミュニティの形成、環境の維持管理等により、犯罪の起きにくい領域を確保する。

(3) 犯罪企図者の接近の抑止（接近の制御）

塀、門扉等を設置し、犯罪企図者の侵入経路を制御することにより、犯罪企図者の犯行を物理的、心理的に断念させ、犯行の機会を減少させる。

(4) 部材、設備等の強化（被害対象の強化・回避）

犯罪企図者が住戸内へ侵入しようとする際、破壊できない、又は破壊に時間を要する窓や扉にすることにより、犯行を断念させ、被害を回避する。

3 基本的な考え方

(1) 指針の適用

この指針は、条例第18条第2項に規定する建築主等に対し、住宅の防犯性を向上させるに当たり配慮すべき事項を示し、居住者による維持管理や防犯活動を踏まえた取組を促すものである。

指針の適用に当たっては、関係法令を遵守のうえ、犯罪の発生状況、建築計画上の制約、管理体制の整備状況、居住者の快適性等に配慮するものとし、全ての場合において一律に適用するものではない。

(2) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

4 防犯性の向上に配慮した企画・計画・設計の進め方

住宅を建築しようとする場合は、敷地の規模及び形状、周辺地域の状況等を把握し、基本原則（第1の2に掲げるものとする。）を踏まえた上で、計画建物の入居者属性、管理体制等を勘案しつつ、敷地内の配置計画、動線計画、住棟計画、住戸計画、外構計画等を一体的に検討すること。

第2 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する事項

1 一戸建ての住宅

(1) 玄関

ア 配置

(ア) 玄関は、道路からの見通しが確保された位置に配置すること。

(イ) 道路からの見通しが確保されない場合は、門扉の設置やセンサーライト（注2）等の防犯設備を設置するなど犯罪企図者の侵入防止に有効な対策を講ずること。

イ 扉の構造

玄関扉には、防犯建物部品（注3）等の扉、枠及び錠を設置すること。

(2) 勝手口

ア 配置

(ア) 勝手口は、道路又は周囲からの見通しが確保された位置に配置すること。

(イ) 道路又は周囲からの見通しが確保されない場合には、センサーライト等の防犯設備を設置すること。

イ 構造

勝手口の扉には、防犯建物部品等の扉、枠及び錠を設置すること。

(3) インターホン及びドアホン

住宅内と玄関の外側との間で通話が可能な機能等を有するインターホン又はドアホンを設置すること。

(4) 窓

ア 配置

(ア) 窓は、道路又は周囲からの見通しが確保された位置に配置し、居室や寝室の窓についても、プライバシーの確保上支障のない範囲において、周囲からの見通しを確保すること。

(イ) 道路又は周囲からの見通しが確保されない場合は、適当な場所にセンサーライト等の防犯設備を設置するなど、犯罪企図者の接近の抑止に有効な対策を講ずること。

イ 構造

犯罪企図者の侵入が想定される窓のうちバルコニー、庭等に面するもの以外の窓には、面格子等を設置すること。ただし、面格子等の設置が困難な場合は、防犯建物部品等のサッシ及びガラス又は防犯センサー（注4）等の防犯設備を設置するなど侵入防止に有効な対策を講ずること。

(5) バルコニー

ア 配置

バルコニーは、縦どい（注5）、塀、樹木、車庫等を利用した犯罪企図者の侵入が困難な位置に配置すること。

イ 構造

(ア) 縦どい等がバルコニーに近接する場合には、面格子の設置などバルコニーへの侵入防止に有効な対策を講ずること。

(イ) バルコニーの手すりは、プライバシーの確保及び転落防止に支障のない範囲において、道路及び周囲からの見通しが確保された構造とすること。

(6) 庭及び敷地内の空地

ア 配置

(ア) 庭及び敷地内の空地は、道路及び周囲からの見通しが確保された配置とすること。

(イ) 植栽は、植樹する位置、繁茂や枝振りの状況、見通し等に配慮するとともに、居室の窓やバルコニーへの侵入の足場とならないようにすること。

イ 構造

道路及び周囲からの見通しが確保できない場合には、砂利敷き又はセンサーライト等の防犯設備を設置するなどの対策を講ずること。

(7) 塀、柵、垣等

塀、柵、垣等の位置、構造、高さ等は、周囲からの死角の原因とならないよう配慮するとともに、窓等への侵入の足場とならない構造とすること。

(8) 防犯センサー等

防犯センサー等の防犯設備を設置する場合は、道路及び周囲の状況や玄関、勝手口及び駐車場等の配置を考慮し、敷地内及び住宅内のそれぞれにおいて、犯罪企図者の侵入防止に有効な位置、機種等を検討して設置すること。

(9) 駐車場

ア 配置

駐車場は、道路及び周囲からの見通しが確保された位置に配置すること。

イ 構造

(ア) 屋根を設置する場合には、侵入の足場とならない配置及び構造とすること。

(イ) 門扉等を設置する場合には、道路及び周囲からの見通しが確保された構造とすること。

(10) その他

ア 門扉を設置する場合には、門灯を設置するとともに施錠可能な構造とすること。

イ 縦どい、冷暖房機の室外機等の屋外付帯設備は、侵入の足場とならない位置に配置すること。

2 共同住宅

(1) 共同住宅における共用部分

ア 共用出入口

(ア) 共用玄関

- a 共用玄関は、道路及びこれに準ずる通路(以下「道路等」という。)からの見通しが確保された位置に配置すること。
- b 道路等からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等により見通しの確保を補完する対策を講ずること。

(イ) 共用玄関以外の共用出入口

- a 共用玄関以外の共用出入口は、道路等からの見通しが確保された位置に設置すること。
- b 道路等からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等により見通しの確保を補完する対策を講ずること。

(ウ) 共用出入口の照明設備

- a 共用玄関の照明設備は、その内側において、人の顔や行動を明確に識別できるように、おおむね50ルクス以上の平均水平面照度(注6)、その外側において、人の顔や行動を識別できるように、おおむね20ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。
- b 共用玄関以外の共用出入口の照明設備は、人の顔や行動を識別できるように、おおむね20ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

イ 管理人室

管理人室を設ける場合には、共用玄関、共用メールコーナー(宅配ボックスを含む。以下同じ。)及びエレベーターホールを見通せる構造とし、又はこれらに近接した位置に配置すること。

ウ 共用メールコーナー

(ア) 配置

- a 共用玄関にある共用メールコーナーは、共用玄関、管理人室等からの見通しが確保された位置に配置すること。
- b 見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等により見通しの確保を補完する対策を講ずること。

(イ) 照明設備

共用メールコーナーの照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できるように、おおむね50ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

(ウ) 郵便受箱

郵便受箱は、施錠可能なものとする。

エ エレベーターホール

(ア) 配置

- a 共用玄関のある階のエレベーターホールは、共用玄関、管理人室等からの見通しが確保された位置に配置すること。

b 見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等により見通しの確保を補完する対策を講ずること。

(イ) 照明設備

a 共用玄関のある階のエレベーターホールの照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できるように、おおむね50ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

b その他の階のエレベーターホールの照明設備は、人の顔及び行動を識別できるように、おおむね20ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

オ エレベーター

(ア) 連絡及び警報装置

エレベーターのかご内には、犯罪発生等の非常時において押しボタン、インターホン等により外部に連絡又は吹鳴（すいめい）する装置を設置すること。

(イ) 扉

エレベーターのかご及び昇降路の出入口の扉には、エレベーターホールからかご内を見通せる構造の窓を設置すること。

(ウ) 照明設備

エレベーターのかご内の照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できるように、おおむね50ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

カ 共用廊下及び共用階段

(ア) 配置、構造等

a 屋外に設置される共用階段は、住棟外部から見通しが確保された位置に配置すること。

b 避難のみに使用する屋外階段の地上へ通じる出入口扉には、自動施錠機能付きの錠を設置すること。

c 各住戸のバルコニーや窓に近接する場合には、必要な箇所に面格子、柵等を設置するなど侵入防止に有効な対策を講ずること。

(イ) 照明設備

共用廊下及び共用階段の照明設備は、極端な明暗が生じないよう配慮しつつ、人の顔及び行動を識別できるように、おおむね20ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

キ 屋上

(ア) 屋上への出入口等には、扉を設置し、屋上を居住者等に常時開放する場合を除いて施錠可能なものとする。

(イ) 屋上住戸バルコニーや窓に近接する場合には、住民が避難するのに支障のない範囲において、必要な箇所に面格子又は柵を設置するなど侵入防止に有効な対策を講ずること。

ク 駐車場

(ア) 配置

- a 自動車駐車場（以下「駐車場」という。）は、道路及び周囲からの見通しが確保された位置に配置すること。
- b 駐車場を屋内に設置する場合には、構造上支障のない範囲において、内部を見通すことができる開口部を確保すること。
- c 地下階等構造上周囲からの見通しを確保することが困難な場合には、防犯カメラの設置等により見通しの確保を補完する対策を講ずること。
- d 駐車場に屋根を設置する場合又は立体型の駐車場を設置する場合には、住棟への侵入の足場となることがないように、隣接する建物の窓、共用廊下及び共用階段までの距離を確保すること。

(イ) 構造

駐車場の照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の行動を視認できるように、おおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

ケ 駐輪場

(ア) 配置

- a 自転車置場及びオートバイ置場（以下「駐輪場」という。）は、道路及び周囲からの見通しが確保された位置に配置すること。
- b 駐輪場を屋内に設置する場合には、構造上支障のない範囲において、内部を見通すことができる開口部を確保すること。
- c 地下階等構造上周囲からの見通しを確保することが困難な場合には、防犯カメラの設置等により見通しの確保を補完する対策を講ずること。

(イ) 構造

- a 駐輪場には、チェーン用バーラック（注7）又はサイクルラック（注8）を設置する等により、盗難防止に努めること。
- b 駐輪場の照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の行動を視認できるように、おおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

コ 通路

(ア) 配置

通路は、道路又は周囲からの見通しが確保された位置に配置すること。

(イ) 照明設備

通路の照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の行動を視認できるように、おおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

サ 児童遊園、広場、緑地等

(ア) 配置

- a 児童遊園、広場、緑地等は、周囲からの見通しが確保された位置に配置

すること。

- b 植栽は、植樹する位置、繁茂や枝振りの状況、見通し等に配慮するとともに、居室の窓やバルコニーへの侵入の足場とならないようにすること。

(イ) 照明設備

児童遊園、広場、緑地等の照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の行動を視認できるよう、おおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものであること。

シ 塀、柵、垣等

塀、柵、垣等の位置、構造、高さ等は、周囲からの死角の原因とならないよう配慮するとともに、住戸の窓等への侵入の足場とならない構造とすること。

ス ゴミ置場

ゴミ置場は、道路等からの見通しが確保された位置に配置するとともに、周囲に延焼するおそれのない位置に配置し、又は周囲に延焼するおそれのない構造とすること。

セ 配管、縦どい、外壁等

配管、縦どい、外壁等は、上階及び居室の窓やバルコニーへの侵入の足場とならないようにすること。

ソ 防犯カメラ

(ア) 設置

防犯カメラを設置する場合には、有効な監視体制等の在り方を併せて検討するとともに、記録装置を設置すること。

(イ) 配置等

防犯カメラを設置する場合には、見通しの補完、犯罪企図者の犯意抑制等の観点から有効な位置、台数等を検討し適切に配置すること。

(ウ) 照明設備

防犯カメラを設置する部分の照明設備は、照度の確保に関し規定する各項目のほか、当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度を確保できるものとする。

タ 集会所等

集会所等の共同施設は、周囲からの見通しを確保された位置、主要な動線上に配置すること。

(2) 共同住宅における専用部分

ア 住戸の玄関扉等の構造

玄関扉等には、防犯建物部品等の扉、枠及び錠を設置すること。

イ インターホン及びドアホン（住戸玄関外側との通話等）

住戸内と住戸玄関の外側との間で通話が可能な機能等を有するインターホン又はドアホンを設置すること。

ウ 窓

(ア) 共用廊下に面する窓等

犯罪企図者の侵入が想定される共用廊下に面する窓、接地階住戸の窓のうちバルコニーに面していない窓は、面格子、錠付きクレセント又は補助錠を設置するなど、侵入防止に有効な対策を講じること。

(イ) バルコニー等に面する窓

犯罪企図者の侵入が想定されるバルコニー等に面する住戸の窓は、避難経路及び消防隊の非常用進入口の確保に支障のない範囲において、錠付クレセント又は補助錠を設置するなど、侵入防止に有効な対策を講じること。

エ バルコニー

(ア) 配置

住戸のバルコニーは、縦どい、階段の手すり等を利用した犯罪企図者の侵入が困難な位置に配置するものとし、やむを得ず縦どい、階段の手すり等がバルコニーに近接する場合には、避難計画上支障のない範囲において面格子の設置等により、バルコニーへの侵入防止に有効な対策を講ずること。

(イ) 手すり等

住戸のバルコニーの手すり等は、プライバシーの確保及び転落防止に支障のない範囲において、道路及び周囲からの見通しが確保された構造とすること。

(ウ) 接地階のバルコニー

専用庭を配置する場合には、その周囲に設置する柵又は垣は、侵入防止に有効な構造とすること。

(注1) 「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。

(注2) 「センサーライト」とは、夜間において人の動きを検知して点灯するライトをいう。

(注3) 「防犯建物部品」とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が公表している「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された建物部品等、工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して、①騒音の発生を可能な限り避ける攻撃方法に対しては5分以上、②騒音の発生を許容する攻撃方法に対しては、騒音を伴う攻撃回数7回（総攻撃時間1分以内）を超えて、侵入を防止する防犯性能を有することが、公正中立な第三者機関により確かめられた建物部品をいう。

(注4) 「防犯センサー」とは、赤外線・振動などを検知することにより、光や音（警報）による威嚇、通報等を行うものをいう。

(注5) 「縦どい」とは、屋根から地面まで垂直に取り付けた雨どいをいう。

(注6) 「平均水平面照度」とは、床面又は地面における平均照度をいう。

(注7) 「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒（バー）をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車やオートバイ等の盗難を防止することができる設備をいう。

(注8) 「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有する

もので、1台ごとのスペースが明確に区分されているラックをいう。

附則

(施行期日)

この指針は、平成26年4月1日より施行する。

犯罪の防止に配慮した学校等の構造、設備等に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例（平成25年福岡市条例第65号）第19条第1項の規定に基づき、学校等における施設の整備及び管理に当たり防犯上配慮すべき事項を示すことにより、乳児、幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）の安全の確保を図ることを目的とする。

2 防犯の基本原則

学校等における児童等の安全を確保するため、次の基本原則に基づき防犯性の向上について検討し、学校等の施設の設計、改善及び整備を行うものとする。

(1) 周囲からの見通しの確保（監視性の確保）

周囲からの見通しを確保し、多くの人の目に自然に届くような環境をすることにより犯罪企図者（注1）が近づきにくい環境を確保する。

(2) 防犯意識の向上（領域性の強化）

学校等の管理者等の防犯意識の向上を図り、学校等の施設における環境の維持管理を行うことによって、犯罪の防止に配慮した領域を確保する。

(3) 犯罪企図者の接近の抑止（接近の制御）

学校等の配置計画や動線計画の工夫等により、犯罪企図者の動きを限定し、敷地内や建物内等への接近や侵入を防ぐ。

(4) 部材や設備等の強化（被害対象の強化）

犯罪企図者が学校等の敷地内に侵入できない、又は侵入に時間を要する窓や扉にすることにより、犯罪企図者の犯行を断念させ、被害を回避する。

3 基本的な考え方

(1) 指針の適用

この指針は、学校等を設置し、又は管理する者に対して、学校等における施設の整備及び管理に当たり防犯上配慮すべき事項を示すとともに、その取組を促すものである。

指針の適用に当たっては、関係法令を遵守のうえ、犯罪の発生状況、児童等の発達段階、地域の実情等に配慮するものとし、全ての場合において一律に適用するものではない。

(2) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 配慮すべき事項

1 学校等における児童等の安全確保

(1) 不審者の侵入防止対策の強化

正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防止し、児童等への危害を未然に防ぐため、次のような対策の実施に努めるものとする。

- ア 敷地内において死角となる場所が少なくなるような各建物等の配置計画とすること。
- イ 職員室、事務室等の配置に当たっては、不審者の侵入防止、死角の排除、緊急時の即応等を可能にするよう配置すること。
- ウ 敷地を柵等により区分するなど、隣接建物等からの侵入防止対策を行うこと。
- エ 接地階に位置する教室、廊下等の窓・出入口については、容易に破壊されにくいものとするよう留意するとともに、非常時の避難にも配慮しつつ、的確な施錠管理を行うこと。
- オ 学校等の施設開放を行う場合は、開放部分と非開放部分とを明確に示すこと。
- カ 来訪者を入口・受付に誘導する立札・看板を設置すること。
- キ 来訪者にリボンや名札等の着用を要請すること。
- ク 来訪者に対し声掛けを行うこと。
- ケ 建物の配置上、やむを得ず死角となる場所については、定期的なパトロールの実施等の対応を取ること。

(2) 防犯カメラの設置

不審者の侵入防止や侵入者による犯罪の抑制等を目的とし、学校等や地域の状況により、記録装置を備えた防犯カメラを設置するとともに、防犯カメラ作動中であることを表示すること。

(3) 通報システムの設置

ア 通報装置

緊急事態発生時に、校内各教室、校長室、職員室、事務室相互間や、警察、消防への連絡等が迅速に行えるよう、学校等や地域の状況により、普通教室等の児童等が常時活動する場所に、インターホンや電話等の通報装置を設置すること。

イ 連絡設備

園内・校内の児童等、教職員等に緊急事態の発生とその具体的内容、とるべき処置等を迅速に伝達するため、学校等や地域の状況により、園内・校内連絡設備を整備すること。

(4) 設備・機器等の維持管理

不審者の侵入を未然に防止するとともに、不審者が侵入した場合の児童等に対する危害を防止するため、次のような設備・機器等の維持管理に努めるものとする。

- ア 校門、囲障、窓、出入口、錠
- イ 警報装置、通報機器、照明設備等

2 その他

学校等の施設及び複合化する施設のそれぞれの専用部分、共用部分について、それらの領域を明確化するとともに、その防犯対策に関する責任の所在や役割分担について明確にしておくこと。

(注1)「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。

附則

(施行期日)

この指針は、平成26年4月1日より施行する。

福岡市防犯のまちづくり推進プラン

◎編集・発行



福岡市 市民局 生活安全部 防犯・交通安全課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

TEL : 092-711-4054 FAX : 092-711-4059